

行政ガイドインデックス

 市の組織と主な仕事 34	 暮らしと環境 76
 暮らしの相談 38	 住まいと仕事 82
 届出と証明 40	 広報・広聴 84
 いざというときには 46	 市民協働・自治会 85
 年金・保険・税 48	 議会・選挙・監査 86
 健康と福祉 54	 市の公共施設 88
 子どもと教育 67	 行政ガイド 五十音順さくいん 92
 生涯学習とスポーツ 73	

 SDGsとは?

エス・ディー・ジーズ
 持続可能な開発目標 SDGs とは

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



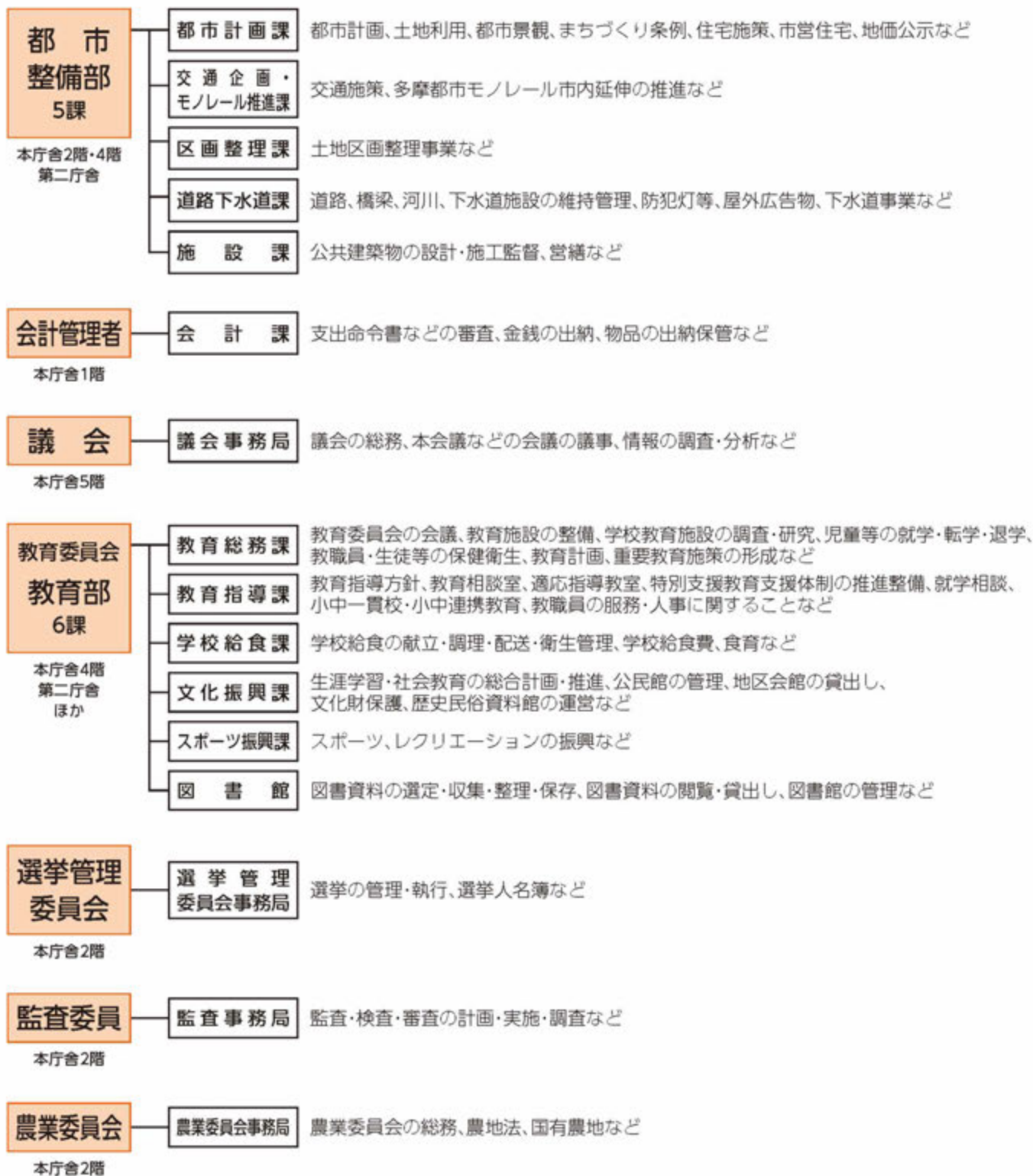


市の組織と主な仕事

令和4年4月1日現在

市の組織と主な仕事





くらしの窓口

武蔵村山市役所

●所在地・電話

〒208-8501 本町一丁目1番地の1 ☎565-1111

●休 み

土曜日・日曜日・祝日・年末年始

●業務時間

午前8時30分～午後5時15分

●窓口時間延長

窓口業務の一部(別表)について、毎週木曜日には午後7時

まで業務時間を延長しています。

窓口時間延長時の取扱業務と担当窓口(別表)

取扱業務	業務内容	担当窓口と 問い合わせ先
課税に 係る業務	・課税証明書・非課税証明書の 交付 ・固定資産税関係の証明書(家 屋滅失証明書・住宅用家屋証 明書・記載事項証明書を除く) の交付 ・納税証明書(法人市民税を除 く)の交付 《注意事項》 申告済みのものに限りま す。市税申告、減免申請、台帳・公図 の閲覧はできません。	課税課 565-1111 (内線122)
	・原動機付自転車の登録・廃車 手続	課税課 565-1111 (内線122)
収納に 係る業務	・市税・国民健康保険税・後期高 齢者医療保険料・保育利用者 負担金(保育料)等の収納	収納課 565-1111 (内線194・ 195・196)
戸籍に 係る業務	・戸籍の届出(転籍・婚姻・離婚・ 出生・死亡(埋火葬許可証の発 行を含む)届等) 《注意事項》 届出内容の確認は翌日以降に します。後日、市役所から お問い合わせをしたり、再度の 来庁をお願いすることがあり ます。	市民課 565-1111 (内線144)
	・戸(除)籍の全部(個人)事項証 明書(戸籍の謄抄本)、附票の 写しの交付 《注意事項》 記載事項証明、受理・不受理証 明は、取扱いができないことが あります。	市民課 565-1111 (内線142)
住民票、 印鑑登録等に 係る業務	・転入・転出・転居などの届出 《注意事項》 前住所地への確認ができない 等の場合、後日処理をしますの で、再度の来庁をお願いするこ とがあります。	市民課 565-1111 (内線142)
	・児童・生徒の転入学通知 ・印鑑登録(印鑑登録証の再交 付を含む) ・印鑑登録証明書の交付 ・住民票の写しの交付 ・住民票記載事項証明書・不在 住証明書の交付 ・マイナンバーカードの申請・ 交付 ・姉妹都市宿泊の利用券の交付	市民課 565-1111 (内線142・ 148)

取扱業務	業務内容	担当窓口と 問い合わせ先
国民健康保険 に係る業務	・国民健康保険の被保険者の資 格得喪 《注意事項》 書類不備等の場合、再度の来庁 をお願いすることがあります。	保険年金課 565-1111 (内線132・ 134・137)
	・国民健康保険被保険者証・高 齢受給者証の再発行 ・短期被保険者証の更新 《注意事項》 身分証明書により本人確認が できない場合、後日、本人宛に 郵送します。	保険年金課 565-1111 (内線132・ 134・137)
	・療養費・高額療養費の申請 ・出産育児一時金の申請 ・葬祭費の申請 《注意事項》 原則、口座振替による支給にな ります。	保険年金課 565-1111 (内線132・ 134・137)
国民年金に 係る業務	・国民年金の被保険者の資格得 喪 《注意事項》 書類不備等の場合、再度の来庁 をお願いすることがあります。	保険年金課 565-1111 (内線136)
	・国民年金保険料の免除・学生 納付特例の申請 《注意事項》 他の機関への確認ができな かったり、必要書類が揃ってい なかった場合、再度の来庁をお 願いすることがあります。	保険年金課 565-1111 (内線136)
後期高齢者 医療に 係る業務	・後期高齢者医療の被保険者の 資格得喪	保険年金課 565-1111 (内線135・ 136)
	・後期高齢者医療被保険者証の 再発行 《注意事項》 身分証明書により、本人確認が できない場合、後日、本人宛に 郵送します。	保険年金課 565-1111 (内線135・ 136)
	・後期高齢者医療給付の申請 ・葬祭費の申請	保険年金課 565-1111 (内線135・ 136)
子育て支援に 係る業務	・子どもの医療費助成の申請及 び医療証の交付 ・児童手当の申請	子ども青少年課 565-1111 (内線185 ～187)
	・保育所入所の申込み	子ども青少年課 565-1111 (内線182～ 184)

※表に掲載されている業務でも、条件によって取扱いができない
こともあります。申請のできるかた、必要な書類など、詳し
い内容は、それぞれの担当窓口にお問い合わせください。

※電話でのお問い合わせは、通常の時間内(午前8時30分～午
後5時15分)をお願いします。

- ※戸籍の届出は、窓口時間延長時以外の夜間、土曜日、日曜日、祝日でも市役所警備員室(地下1階)で受け付けています。ただし、届出に不備があった場合は、再度市民課窓口へ来ていただくことがあります。
- ※窓口時間延長時に取り扱いしていない業務…表中の注意事項に記載されている業務、担当窓口に掲げている課以外の課の業務のほか、市税の申告・減免申請、仮ナンバーの貸出し、国民年金に係る各種裁定請求、特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者医療健康診査の受診券の再発行、後期高齢者医療保険料に関する相談などは、窓口時間延長時には取り扱っていません。

市情情報コーナー(市役所1階)

☎ 秘書広報課 ☎ 内線314

市が作成した予算書、報告書、その他の刊行物や、国・東京都等の地方公共団体の刊行物の閲覧ができます。また、総合案内業務も行っています。そのほか刊行物の販売や、コピーサービス(有料)、インターネットを閲覧できるパソコンを設置しています。

緑が丘出張所

●所在地・電話

〒208-0012 緑が丘1460番地 1104号棟1階
☎564-1234 市民課
☎590-2230・2231 生活福祉課

●休 み 土曜日・日曜日・祝日・年末年始

●業務時間 午前8時30分～午後5時15分

●市民課で取り扱う主な業務

- 住民票の写しの交付
- 印鑑登録の受付、印鑑登録証明書の交付
- 市内に本籍がある方の戸籍の全部(個人)事項証明書等の交付
- 市税関係証明書の交付
- 転入・転出・転居などの住民異動に関する受付
- 婚姻届・出生届などの戸籍関係の届出の受付
- 国民年金・国民健康保険の加入・喪失等の届出の受付
- 後期高齢者医療に関する届出の受付
- 市民税・国民健康保険税等並びに手数料等の収納
- マイナンバーカードの申請・交付

●生活福祉課で取り扱う主な業務

- 生活保護に関すること
- 生活上の面接、相談及び関係機関との連絡調整に関すること

市民総合センター

●所在地・電話

〒208-8502 学園四丁目5番地の1
☎障害福祉課 590-1185
☎高齢福祉課 590-1233
☎子ども子育て支援課 590-1152

●休 み

土曜日・日曜日・祝日・年末年始

●市民総合センターで取り扱う主な業務

●障害福祉課

- ・障害者(児)各種手当助成などの申請
- ・難病医療費の助成の申請
- ・小児慢性疾患医療費の助成の申請
- ・障害福祉サービスの申請

●高齢福祉課

- ・介護保険の申請
- ・介護保険料のお支払い
- ・介護保険以外の高齢者向け各種支援サービスの申請

●子ども子育て支援課

- ・母子健康手帳の交付
- ・乳幼児健康診査の実施
- ・子どもや子育てに関する相談 ※
- ・子育てサービスの申請 ※

※の業務については土曜日も受け付けております。





くらしの相談

相談案内

市民相談

☎ 秘書広報課 ☎ 内線314

市民相談では、市民の皆さんの日常生活でのさまざまな問題についてのご相談をお受けしています。相談はすべて無料で、秘密は守られます。日程・場所は変更する場合がありますので、毎月の市報等でご確認ください。市が行っている主な相談は次のとおりです。予約が必要なものは期限までに市役所秘書広報課へ。

☎ 法律相談(予約は相談日の1週間前の午前8時30分から当日午後3時まで電話予約。先着6名)

- ◇内容 結婚、離婚、扶養、戸籍、相続、遺言、損害賠償、その他法律全般
- ◇日時 毎月第1・3・4水曜日午後1時30分～4時30分
- ◇場所 中部地区会館(市役所4階)
- ◇相談員 弁護士

☎ 行政相談(予約不要)

- ◇内容 年金・保険・道路・郵便・旅客運輸関係など、国や公社・公団などの業務に対する苦情や要望
- ◇日時 毎月第1水曜日午後1時30分～4時30分
※受付は当日午後1時～3時
- ◇場所 中部地区会館(市役所4階)
- ◇相談員 行政相談委員(総務大臣委嘱)

☎ 交通事故相談(予約は当日午後3時まで電話予約)

- ◇内容 被害者、加害者を問わず人身・車両事故の賠償、示談等交通事故全般について
- ◇日時 毎月第2水曜日午後1時30分～4時
- ◇場所 中部地区会館(市役所4階)
- ◇相談員 弁護士

☎ 相続遺言・成年後見・許認可等相談(予約は5日前までに電話予約)

- ◇内容 法律書類の代理作成、遺言書起案、相続手続き、営業に必要な許可申請・手続きなど
- ◇日時 毎月第2水曜日午後1時30分～4時30分
- ◇場所 中部地区会館(市役所4階)
- ◇相談員 行政書士

☎ 税務相談(予約は5日前までに電話予約)

- ◇内容 相続税、贈与税、不動産に係る税等税務全般
- ◇日時 毎月第3水曜日午後1時30分～4時30分
- ◇場所 中部地区会館(市役所4階)
- ◇相談員 税理士

☎ 表示登記相談(予約は5日前までに電話予約)

- ◇内容 土地・建物の表示登記について
- ◇日時 毎月第2水曜日午後1時30分～4時30分
- ◇場所 中部地区会館(市役所4階)
- ◇相談員 土地家屋調査士

☎ 登記・成年後見相談(予約は5日前までに電話予約)

- ◇内容 遺産相続、成年後見、土地・建物の売買、贈与、相続等の名義変更、抵当権等の登記、会社設立等の登記について
- ◇日時 毎月第3水曜日午後1時30分～4時30分
- ◇場所 中部地区会館(市役所4階)
- ◇相談員 司法書士

☎ 不動産取引相談(予約は5日前までに電話予約)

- ◇内容 不動産契約、物件、借地・借家に関する事など不動産全般
- ◇日時 毎月第2水曜日午後1時30分～4時30分
- ◇場所 中部地区会館(市役所4階)
- ◇相談員 宅地建物取引士

☎ 建築相談(予約は5日前までに電話予約)

- ◇内容 住宅の新築・増改築等の指導、助言等建物関係全般
- ◇日時 毎月第2水曜日午後1時30分～4時30分
- ◇場所 中部地区会館(市役所4階)
- ◇相談員 建築士

☎ 人権相談(予約は前日午後5時まで電話予約)

- ◇内容 親子関係、近隣関係、家庭内不和、離婚、扶養等身近な人権問題について
- ◇日時 毎月第1・3水曜日午後1時30分～4時30分
- ◇場所 中部地区会館(市役所4階)
- ◇相談員 人権擁護委員(法務大臣委嘱)

広告

武蔵村山法律事務所

弁護士 松倉 武史(東京弁護士会所属)

相続・離婚・借金
交通事故・成年後見

〒207-0023 東大和市上北台1-966-4

TEL.042-516-9091

FAX.042-516-9092

ご相談はお電話、または
右のHPよりご予約下さい。



税理士法人 岩瀬税務会計事務所

お気軽にご相談下さい!!



- 相続等
- 法人決算
- 確定申告
- その他税務相談

〒208-0011

武蔵村山市学園3-43-1第五藤ビル8室

TEL 042-843-8097

FAX 042-843-8098

📍 学園バス停下車徒歩1分



市民なやみごと相談

問 福祉総務課 ☎内線155・156

- ◇内 容 相談支援、就労支援など
- ◇日 時 毎週月～金曜日(祝日及び年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分
- ◇場 所 市民なやみごと相談窓口(市役所1階)

消費生活相談

問 協働推進課 ☎内線242・243
消費生活センター ☎内線108・109

訪問販売等による取引で被害にあったり、携帯電話・パソコンで、身に覚えのない請求が来た、製品の欠陥で事故等があったなど、困ったときはひとりで悩まずにご相談ください。ご相談は電話又は来所で。

- ◇日 時 月・火・水・金曜日午前9時30分～午後4時30分(正午～午後1時を除く。受付は午後4時まで)
- ◇場 所 消費生活センター
(市役所1階及び緑が丘出張所(火曜日のみ))

相談日以外の平日には次の機関へ

●東京都消費生活総合センター

- ◇日 時 月～土曜日 午前9時～午後5時
- ◇電 話 ☎03-3235-1155

●架空請求110番

- ◇日 時 月～土曜日 午前9時～午後5時
- ◇電 話 ☎03-3235-2400

土・日曜日には次の機関へ

●(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 「ウィークエンド・テレホン」

- ◇電 話 ☎03-6450-6631
- ◇受付時間 午前11時～午後4時(日曜日)

●(公社)全国消費生活相談員協会「週末電話相談」

- ◇電 話 ☎03-5614-0189
- ◇受付時間 午前10時～正午、午後1時～4時(土・日曜日)



その他の相談

☺ こころの保健室(事前予約)

問 緑が丘ふれあいセンター ☎590-0755

- ◇内 容 DV問題、親子関係、職場の悩み事関係など
- ◇日 時 男性相談員:毎月第2土曜日午後2時～4時(偶数月)
女性相談員:毎月第2土曜日午後2時～4時(奇数月)
- ◇場 所 男女共同参画センター「ゆーあい」
- ◇相談員 女性カウンセラー、男性カウンセラー

☺ 女性弁護士による法律相談(事前予約・保育有)

問 緑が丘ふれあいセンター ☎590-0755

- ◇内 容 離婚、相続、扶養問題など法律全般について
- ◇日 時 毎月第3水曜日午後5時～7時・毎月第3土曜日午後2時～4時
- ◇場 所 男女共同参画センター「ゆーあい」
- ◇相談員 女性弁護士

☺ ふくし法律相談(事前予約)

問 社会福祉協議会 ☎566-0061

- ◇内 容 福祉サービス利用に関する苦情、成年後見制度の利用、権利侵害など法律に関すること
- ◇日 時 (原則)毎月第3火曜日午後1時30分～
- ◇場 所 社会福祉協議会 面接室
- ◇相談員 弁護士

広 告

一般社団法人
立川青色申告会

個人事業主の皆様
青色申告会は税務・労務の支援団体です

記帳	源泉事務	決算
消費税	会計ソフト	
各種保険	福利厚生	

お気軽にご相談下さい

☎042-524-2383

立川市曙町2-22-5

詳しくは **立川青色** 検索



届出と証明

戸籍・住民票

戸籍に関する届出

☎ 市民課 ☎ 内線142 緑が丘出張所 ☎ 564-1234

※届出の際、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等で本人確認をさせていただく場合があります。

婚姻届

夫又は妻の本籍地あるいは住所地へ、夫と妻(証人2人が必要)が届け出ます。

届出には、戸籍全部事項証明書を添付してください。ただし、届出する市区町村に本籍がある場合は、添付不要です。届出した日から法律上の効力が発生します。

出生届

誕生の日から14日以内に、出生地か本籍地又は届出人の住所地へ、出生証明書及び母子健康手帳をお持ちください。

離婚届

夫妻の本籍地あるいは住所地へ、夫婦(証人2人が必要)が届け出ます。届出先に本籍がない場合は、戸籍全部事項証明書を添付してください。届出した日から法律上の効力が発生します。

※注意

- ①夫婦間の未成年の子については親権者を定めること
- ②裁判又は調停離婚の場合には裁判確定又は調停成立後10日以内に裁判判決の謄本及び確定証明書又は調停調書の謄本を添付すること。

死亡届

死亡の事実を知った日から7日以内に、死亡者の本籍地又は届出人(死亡者の親族、同居者等)の住所地あるいは死亡地へ届け出ます。死亡診断書(又は死体検案書)をお持ちください。

※以上のほか、認知届、養子縁組届、養子離縁届、入籍届、分籍届、転籍届、死産届、改葬許可申請などがあります。

戸籍の全部事項証明書・個人事項証明書の交付申請

☎ 市民課 ☎ 内線142 緑が丘出張所 ☎ 564-1234

戸籍の全部事項証明書・個人事項証明書は、本籍地の区市町村で交付します。

本籍が武蔵村山市にある場合は、本人又は配偶者、直系の親族が市役所市民課又は緑が丘出張所へ本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)を持参して申請してください。本籍が武蔵村山市にない場合は、本籍地へ申請してください。

郵送で交付申請する場合は、交付申請書と本人確認書類のコピー、手数料分の郵便小為替、返信用(切手貼付)の封筒を同封してください。

●戸籍関係証明等の交付手数料

戸籍の全部事項証明書・個人事項証明書	1通	450円
除籍の全部事項証明書・個人事項証明書	1通	750円
届出・申請の(不)受理証明又は受理書類に記載した事項の証明	1通	350円
婚姻などの届出受理証明で上質紙を用いる場合	1通	1,400円
戸籍届書の記載事項証明	1通	350円
戸籍附票の写し (保存期間経過により交付できない場合があります)	1通	300円
身分証明書	1通	300円

瑞穂斎場

☎ 557-0064

☎ 市民課 ☎ 内線143 緑が丘出張所 ☎ 564-1234

本市は瑞穂町、福生市、羽村市、入間市及び武蔵村山市で構成する瑞穂斎場組合に加入しており、火葬炉使用料は無料です。また、別表の使用料で式場が使えます。瑞穂斎場へは、箱根ヶ崎駅東口から徒歩20分、車の場合は国道16号線瑞穂バイパス「瑞穂斎場入口」からお越しください。

瑞穂斎場の休館日は1月1日～3日です。なお、友引も火葬業務を行っています。

広告

白焼・蒲焼・鰻重

うなぎ 紀の川

営業時間 11:30～13:00
17:30～21:00
定休日 月・火・第3日曜日
ご予約はこちらから
☎ 042-561-3122
〒208-0004 東京都武蔵村山市本町 4-7-1

中華料理 わかまつ

- ・ラーメン
- ・自家製餃子
- ・レバニラ定食

☎ 042-569-0470
武蔵村山市中央 2丁目 114-1
定休日：火曜

ランチ・ディナー・大小打ち合わせ・宴会

中華料理 銀泉

大人気! 500円ランチ! 食べ放題・飲み放題!
☎ 042-843-8313
武蔵村山市本町 1-68-4

●火葬場使用料(単位:円)

	式場			待合室	火葬炉	保管室
	大式場	中式場	小式場			
通夜	50,000	40,000	30,000	無料	無料	2,000 (24時間単位)
葬儀	50,000	40,000	30,000			
合計	100,000	80,000	60,000			

▶▶ 住民登録に関する届出

☎ 市民課 ☎ 内線142 緑が丘出張所 ☎ 564-1234

住所の異動、世帯の分離又は世帯主の変更をしたら、期間内に届出をしてください。届出人は原則として本人又は世帯主ですが、代理人選任届(委任状)があれば代理人でもできます。※届出の際、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等で本人確認をさせていただきます。

☑ 転入届・転居届(新しい住所に住み始めて14日以内)

転出証明書(転入の方)、マイナンバーカード、加入者は国民健康保険被保険者証などをお持ちください。

☑ 転出届(転出予定日)

加入者は国民健康保険被保険者証、印鑑登録証をお持ちください。(郵送でも可)

☑ 世帯主変更届

加入者は国民健康保険被保険者証をお持ちください。

▶▶ 住民票の写しの交付請求

☎ 市民課 ☎ 内線142 緑が丘出張所 ☎ 564-1234

住民票の写しの交付請求は、住所、氏名、使用目的、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)が必要になります。

なお、不当な目的によることが明らかなきは交付できません。請求書はホームページからダウンロードできます。

☑ 広域交付請求

住所地市区町村以外の市区町村役場で住民票の写しの交付が受けられます。請求方法は、請求先の市区町村役場へお問い合わせください。(本籍地の記載はできません。)

☑ 代理人による請求

市民課及び緑が丘出張所において代理人選任届(委任状)を用いて、住民票の写し等の交付請求ができます。

代理人選任届(委任状)の記入例を参考に作成いただき、窓口へ提出してください。

なお、代理人の方の本人確認を行います。

届出書はホームページからダウンロードできます。

☑ 郵送による交付請求

ホームページからダウンロードした請求書又は必要事項を記載した請求書を使って、郵送で交付請求することができます。請求できるものは、住民票の写し(全部・一部)、年金の現況(身上)証明で、請求できるのは本人又は本人と同一世帯に属する方です。

▶▶ 自動車臨時運行許可(仮ナンバー)の申請

☎ 市民課 ☎ 内線142

自動車を道路上で運行させるためには、自動車の登録・検査を受けていることが必要です。

登録されていない自動車や自動車検査証の有効期限を過ぎている自動車等を運行させる場合は、自動車臨時運行許可の申請が必要です。

臨時運行許可申請	1車両 750円
----------	----------

印鑑登録

▶▶ 印鑑登録と印鑑証明

☎ 市民課 ☎ 内線142 緑が丘出張所 ☎ 564-1234

☑ 登録の手続き

印鑑の登録は、本人が直接申請するのが原則です。登録する印鑑と、登録者が本人であることを証明するもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど、官公署が発行した顔写真付きの身分証明書)をお持ちください。

なお、これらが無い場合、即日交付には保証人が必要となります。

後日交付のときは申請した本人の住所地に照会書兼回答書を郵送しますので期限内に必要な事項を記入し、窓口へお持ちください。

やむを得ず代理人が申請するときは代理人選任届(委任状)と登録する印鑑が必要です。またその場合、本人宅へ照会書兼回答書を郵送しますので、期限内に必要な事項を記入し本人が持参してください。回答書を代理人が持参する場合には代理人選任届欄への記載が必要です。

☑ 登録できない印鑑

住民基本台帳に記載されている氏名(氏、名又は氏名の一部の組合せ)以外を表しているもの、直径が8mmに満たない小さなもの、25mm以上の大きなものなどのほか、登録する印鑑として不適当なものは登録できません。

☑ 印鑑登録証(カード)と印鑑登録証明書の交付

印鑑登録をすると印鑑登録証(カード)が交付されます。証明書の交付を請求するときには、印鑑登録証(カード)が必要です(手数料:1通300円)。なお、代理人が来庁する場合についても、委任者の印鑑登録証(カード)をお持ちください。

マイナンバーカード

▶▶ マイナンバーカード

☎ 市民課 ☎ 内線148 緑が丘出張所 ☎ 564-1234

☑ 通知カードとマイナンバーカード

マイナンバー(社会保障・税番号)制度が導入され、平成27年10月から、皆様にマイナンバーをお知らせするための「通知カード」が配布されました。「通知カード」には、マイナンバー、住所、氏名、生年月日、性別が記載されています(通知カードの再交付はできません)。

平成28年1月以降には、様々なことに利用できる「マイナンバー(個人番号)カード」を申請した方へ交付が始まりました。希望により電子証明書の搭載もできます。「マイナンバーカード」の初回交付は無料です(再交付は800円、電子証明書付きは1,000円)。「マイナンバーカード」にはマイナンバー、住所、氏名、生年月日、性別の他、顔写真が記載されており、マイナンバーの確認と本人確認が1枚で行えます。

☑ マイナンバーカード、こんなときに利用できます

- ①マイナンバーを証明する書類、本人確認の際の公的な身分証明書として利用できます。
- ②各種行政手続のオンライン申請に利用できます(マイナポータルへのログイン、e-tax等の電子申請の利用など)。
- ③コンビニエンスストアなどで各種証明書の取得時に利用できます(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の全部(個人)事項証明書、戸籍の附票、市・都民税課税(非課税)証明書がコンビニエンスストア等で発行できます)。

※②及び③を利用するためには電子証明書の搭載が必要です。

※条件により発行できない場合があります。



届出と証明

マイナンバーカード

マイナンバーカード	
1 券面の記載内容	○個人番号を券面に記載(裏面) ○顔写真を券面に記載
2 電子証明書	○署名用電子証明書(e-tax等の電子申請に使用) ○利用者証明用電子証明書(コンビニ交付やマイナポータルログイン等に使用)
3 手数料(電子証明書)	初回は無料(電子証明書含む)
4 有効期間	○発行日から申請者の10回目の誕生日まで(ただし、18歳未満の者は申請者の5回目の誕生日まで) ※電子証明書(署名用・利用者証明用)は発行日から5回目の誕生日まで
5 利便性	○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○コンビニ交付での利用(利用者証明用電子証明書を活用) ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用

マイナンバーカードの申請方法には、①申請の時に来庁する方法と、②交付の時に来庁する方法の2種類があります。

①申請時来庁方式

項目	内容
申請方法	市役所に出向き申請する。
申請できる方	本人のみ(代理人の申請は不可)顔写真入りの本人確認書類をお持ちの方
申請場所	市役所(本庁、緑が丘出張所)
受付時間	本庁:午前8時30分から午後5時15分まで ただし、毎週木曜日は午後7時15分まで 緑が丘出張所:午前8時30分から午後5時15分まで
持ち物	通知カード、交付申請書、印鑑、写真、本人確認書類、暗証番号、住民基本台帳カード(所有者のみ)
交付方法	市役所職員が暗証番号を入力後、自宅に書留(本人限定受取郵便)で郵送します。
本人確認のタイミング	申請時に市役所で本人確認をします。

②交付時来庁方式

項目	内容
申請方法	交付申請書に写真を貼り、署名または記名・押印し、返信用封筒で地方公共団体情報システム機構に郵送する。または、パソコン等を使用して申請する。
交付方法	交付の準備ができたら、交付通知書を自宅に郵送しますので、市役所に出向き、ご自分で暗証番号を設定のうえ、マイナンバーカードを受け取ってください。
交付場所	市役所(本庁、緑が丘出張所)
交付時間	本庁:午前8時30分から午後5時15分まで ただし、毎週木曜日は午後7時15分まで 緑が丘出張所:午前8時30分から午後5時15分まで
持ち物	通知カード、交付通知書、本人確認書類、暗証番号、住民基本台帳カード(所有者のみ)
本人確認のタイミング	マイナンバーカード交付の時に、市役所で本人確認をします。

公的個人認証サービス

市民課 ☎内線148 緑が丘出張所 ☎564-1234

公的個人認証とは、インターネットを通じて確定申告や各種申請・届出等をするために必要な「電子証明書」を公的に発行する制度です。

電子証明書とは

電子証明書は、「マイナンバーカード」に搭載する形で発行します。有効期限は発行後5回目の誕生日までです。ただし、署名用電子証明書は、住所を異動すると廃止となります。

交付申請に必要なもの

- ①マイナンバーカード
- ②本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、パスポート等顔写真付の官公署発行の身分証明書。)

また、交付手続きの際に英数字で6文字以上16文字以下のもの及び4文字のパスワード(暗証番号)を入力していただきます。

※ご本人が来られない場合は、市民課にお問い合わせください。

●電子証明書発行手数料

初回は無料(再発行は200円)

●利用に必要なもの

- ①インターネットが利用できるパソコン
- ②電子証明書が搭載されたマイナンバーカード
- ③ICカードリーダー
- ④利用者クライアントソフト(無料でダウンロード可)

※詳しくはこちらをご覧ください。

公的個人認証サービスポータルサイト
<https://www.jpki.go.jp/>

住民基本台帳カード

住民基本台帳カード

市民課 ☎内線148 緑が丘出張所 ☎564-1234

こんなときに利用できます。

- ①転入転出の手続きを簡素化することができます。
 - ②写真付なら、公的な身分証明書として利用できます。
- ※ただし、有効期間内のものに限りです。

新規の発行及び更新は平成27年12月で終了しました。

現在保有されているカードの有効期間が満了すると更新はできません。マイナンバーカードを新たに申請してください。また、マイナンバーカード交付時には返却していただきます。



転入

☑ 転入関連手続きチェックリスト

手続き事項	必要なもの	手続き・問合せ窓口
転入の届出	転出証明書、本人確認ができる書類(※)、マイナンバーカード*外国籍の方は在留カード又は特別永住者証明書*本人又は世帯主でない場合は委任状が必要	市役所1階市民課 緑が丘出張所
印鑑登録	登録する印鑑、マイナンバーカード、運転免許証又はパスポート等*代理人による申請は委任状が必要(代理人申請の場合、印鑑登録証明書の即日発行はできません)	市役所1階市民課 緑が丘出張所
国民健康保険	国民健康保険のページ(P49、P50)を確認してください。	市役所1階市民課 緑が丘出張所
国民年金	【年金を受給している方】年金証書 住所変更の届出が必要になる場合がありますので、保険年金課にお問い合わせください。 【国民年金第1号被保険者の方】手続きはありません。	市役所1階市民課 同保険年金課 緑が丘出張所
	【国民年金第3号被保険者の方】	配偶者の勤務する事業所
後期高齢者医療保険	後期高齢者医療のページ(P51)を確認してください。	市役所1階保険年金課 緑が丘出張所
☎ ☎ ☎ 医療	子ども青少年課にお問い合わせください。	市役所1階子ども青少年課
児童手当・児童育成手当	子ども青少年課にお問い合わせください。	市役所1階子ども青少年課
児童扶養手当・特別児童扶養手当	子ども青少年課にお問い合わせください。	市役所1階子ども青少年課
保育所又は子ども・子育て支援新制度の幼稚園への入所	子ども青少年課にお問い合わせください。	市役所1階子ども青少年課
犬を飼育している方	「犬鑑札」をお持ちください。	市役所2階環境課
市内の学校に転学する方(転入と同時に転学する場合)	在学証明書・教科用図書給与証明書(前の学校で発行)、学校指定通知書(市民課で発行)*通学区域校以外を希望する場合は市役所4階教育総務課にお問い合わせください。	転学先の学校へ
障害に係る手帳、医療証等障害に係る手当、サービス	制度により異なりますので、障害福祉課にお問い合わせください。	市民総合センター1階 障害福祉課
介護保険	【介護サービスを受けている方】 継続して介護サービスを受けられる方は、14日以内に高齢福祉課へ手続きが必要*介護保険施設(住所地特例対象施設)に入居する場合は手続き不要 【介護サービスを受けていない方】 手続き不要(被保険者証は後日郵送します。)	市民総合センター1階 高齢福祉課
救急医療情報キットの配布を希望する方	申込書の提出が必要になります。地域包括支援センターでも配布しています。詳しくは、高齢福祉課にお問い合わせください。	市民総合センター1階 高齢福祉課 市役所1階福祉総務課
妊婦転入届	既に母子健康手帳の交付を受けた妊婦が、本市に転入した場合、届出が必要です。詳細は、子ども子育て支援課にお問い合わせください。	市民総合センター2階 子ども子育て支援課

- 武蔵村山市役所: ☎042-565-1111 〒208-8501 本町1-1-1
- 緑が丘出張所: ☎042-564-1234 〒208-0012 緑が丘1460 1104 1階
- 市民総合センター内高齢福祉課: ☎042-590-1233 〒208-8502 学園4-5-1
- 市民総合センター内障害福祉課: ☎042-590-1185 〒208-8502 学園4-5-1
- 市民総合センター内子ども子育て支援課: ☎042-590-1152 〒208-8502 学園4-5-1

※本人確認ができる書類とは、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等顔写真付きの官公署発行の身分証明書であれば1点、健康保険証や年金手帳など顔写真のないものであれば2点必要です。



届出と証明

転出

☑ 転出関連手続きチェックリスト

手続き事項	必要なもの	武蔵村山での手続き	手続き・問合せ窓口	新住所地での手続き
転出の届出	本人確認ができる書類(※)、印鑑	転出証明書を交付します。(本人又は世帯主以外の方による届出の場合は委任状が必要です。)	市役所1階市民課 緑が丘出張所	新住所に住み始めた日から14日以内に転出証明書、マイナンバーカード、本人確認ができる書類(※)を持って、転入手続きをしてください。
印鑑登録	印鑑登録証(カード)	転出予定日で廃止となります。印鑑登録証(カード)をお返しください。	市役所1階市民課 緑が丘出張所	新たに登録の手続きをしてください。
国民健康保険	国民健康保険のページ(P49、P50)を確認してください。	転出予定日で資格喪失となります。被保険者証等をお返しください。	市役所1階市民課 緑が丘出張所	新たに加入の手続きをしてください。手続きの際には、特定同一世帯所属者異動連絡票及び旧被扶養者異動連絡票が必要となる場合がありますので、必要な場合はお持ちください。(本市で発行された方のみ)
国民年金	印鑑、年金手帳又は基礎年金番号通知書	[年金を受給している方] 手続きはありません。 [国民年金第1号被保険者] 海外に転出する方で、引き続き国民年金に加入する場合、転出前に手続きが必要です。	市役所1階 保険年金課	新住所地で転入の手続きをしてください。
後期高齢者医療	後期高齢者医療のページ(P51)を確認してください。	【都内転出の方】 被保険者資格の変更・喪失の届出書の記入をしてください。 【都外転出の方】 被保険者資格の変更・喪失の届出書及び負担区分等証明書交付申請書の記入をしてください。負担区分証明書を交付し被保険者証を回収します。	市役所1階 保険年金課 緑が丘出張所	新たに被保険者証の交付を受けてください。(都内転出の方は、被保険者証を持参してください。)(都外転出の方は、負担区分証明書を持参してください。)
④ ⑤ ⑥ 医療証	医療証	消滅届等の記入をしてください。	市役所1階 子ども青少年課	新たに手続きをしてください。
児童手当・児童育成手当、児童扶養手当		消滅届等の記入をしてください。	市役所1階 子ども青少年課	新たに手続きをしてください。
保育所	教育・保育給付認定証、通知カード又はマイナンバーカード、本人確認ができる書類(※)	支給認定証をお返しください。退所届等の記入をしてください。	市役所1階 子ども青少年課	認定申請手続きをしてください。新規・継続入所手続きをしてください。
幼稚園	教育・保育給付認定証、印鑑	支給認定証をお返しください。	市役所1階 子ども青少年課	認定申請手続きをしてください。
犬を飼育している方	犬鑑札(紛失された方は再交付手続きが必要です)	武蔵村山市役所での手続きはありません。	市役所2階 環境課	飼い犬の登録事項変更届出をしてください。
市立の小中学校に在学している児童・生徒がいる方		A. 市外の学校に転学する場合:在籍校に転学に関する書類(在学証明書・教科用図書給与証明書)を要求してください。 B. 武蔵村山市立学校に継続して通う場合:基準に当てはまれば、区域外就学の申請をしてください。	A: 在籍校 B: 市役所4階 教育総務課	A: 転学に関する書類を教育委員会又は新しい学校に提出してください。 B: 特にありません。
障害に係る手帳、医療証、手当、サービス等	お問い合わせください。	制度により異なりますので、障害福祉課にお問い合わせください。	市民総合センター 1階障害福祉課	新住所地でお尋ねください。
介護保険	介護保険被保険者証、負担限度額認定証*負担割合証*(*お持ちの方のみ)	被保険者証等の返却	市民総合センター 1階高齢福祉課	新たに加入の手続きをしてください。

- 武蔵村山市役所: ☎042-565-1111 〒208-8501 本町1-1-1
- 緑が丘出張所 : ☎042-564-1234 〒208-0012 緑が丘1460 1104 1階
- 市民総合センター内高齢福祉課: ☎042-590-1233 〒208-8502 学園4-5-1
- 市民総合センター内障害福祉課: ☎042-590-1185 〒208-8502 学園4-5-1

※本人確認ができる書類とは、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等顔写真付きの官公署発行の身分証明書であれば1点、健康保険証や年金手帳など顔写真のないものであれば2点必要です。

市内転居

市内転居関連手続きチェックリスト

手続き事項	必要なもの	手続き・問合せ窓口
転居の届出	本人確認ができる書類(※)、マイナンバーカード*本人又は世帯主でない場合は委任状が必要	市役所1階市民課 緑が丘出張所
国民健康保険	国民健康保険のページ(P49、P50)を確認してください。	市役所1階市民課 緑が丘出張所
国民年金	<p>【年金を受給している方】 年金証書、印鑑 住所変更の届出が必要になる場合がありますので、保険年金課にお問い合わせください。</p> <p>【国民年金第1号被保険者の方】 手続きの必要はありません。</p> <p>以上の手続き窓口は、市役所1階市民課、同保険年金課、緑が丘出張所</p> <p>【国民年金第3号被保険者の方】 手続き窓口＝配偶者の勤務する事業所</p>	市役所1階保険年金課 緑が丘出張所
後期高齢者医療被保険	後期高齢者医療のページ(P51)を確認してください。	市役所1階保険年金課 緑が丘出張所
☎☎☎ 医療	医療証	市役所1階子ども青少年課
児童手当・児童育成手当		市役所1階子ども青少年課
児童扶養手当・特別児童扶養手当	児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書	市役所1階子ども青少年課
保育所又は幼稚園	住所変更の届出、支給認定証、通知カード又はマイナンバーカード、本人確認ができる書類(※)	市役所1階子ども青少年課
犬を飼育している方	住所変更の届出	市役所2階環境課
学校の転学(転居先の通学区域校に通う場合)	在学証明書(前の学校へ請求してください。)	転学校
指定学校変更願(別の通学区域に転居したが従前校に通う場合)	教育総務課にお問い合わせください。	市役所4階教育総務課
障害に係る手帳、医療証等障害に係る手当、サービス	制度により異なりますので、障害福祉課にお問い合わせください。	市民総合センター1階 障害福祉課
介護保険	手続き不要(後日、新住所が記載された被保険者証等を郵送します。旧住所の被保険者証等は、同封の返信用封筒にて返送してください。)	市民総合センター1階 高齢福祉課

- 武蔵村山市役所: ☎042-565-1111 〒208-8501 本町1-1-1
- 緑が丘出張所 : ☎042-564-1234 〒208-0012 緑が丘1460 1104 1階
- 市民総合センター内高齢福祉課: ☎042-590-1233 〒208-8502 学園4-5-1
- 市民総合センター内障害福祉課: ☎042-590-1185 〒208-8502 学園4-5-1

※本人確認ができる書類とは、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等顔写真付きの官公署発行の身分証明書であれば1点、健康保険証や年金手帳など顔写真のないものであれば2点必要です。



届出と証明

いざというときには

◎110番・119番通報は

固定電話・携帯電話とも、110番・119番へ緊急通報する場合は、局番なし「110」「119」でかかります。また、公衆電話で緊急通報するときは次の方法で行ってください。いずれの場合も無料(コイン、テレホンカードは不要)です。

- ①緑色の公衆電話機→受話器を上げ、赤色の「緊急通報ボタン」を押して、「ツウー…」音(発信音)を確認したら、110又は119番をダイヤルする。
- ②グレーの公衆電話機→受話器を上げ、「ツウー…」音(発信音)を確認したら、110又は119番をダイヤルする。

急な病気のときには

» 急患診療

問 保健相談センター ☎565-9315

休日や夜間などに思わぬ急病に見舞われたときのため、市では急患診療事業を実施しています。診療費用は通常の保険診療扱いになります。受診の際は、事前に下記へ電話連絡の上、健康保険証をお持ちください。

☺ 休日・休日準夜(内科・小児科)

問 市立保健相談センター1階 ☎564-4114

日曜・祝日・年末年始(休日準夜は実施していません)
午前9時～11時30分、午後1時～4時、午後5時30分～8時30分

☺ 休日歯科(歯科の急患)

問 市内当番歯科医療機関
(問い合わせ先は、市報とホームページに掲載)

日曜・年末年始 午前9時～11時30分、午後1時～4時

☺ 小児初期救急準夜及び小児二次救急

問 武蔵村山病院救急外来診療室 ☎566-3111

月～日曜(祝日・年末年始を除く)
午後7時～9時30分(小児初期救急準夜)
24時間対応(小児二次救急)

広告

妊婦健診・自然分娩・母乳育児・産後ケア

東大和助産院
代表助産師 青柳 三代子



あなたらしい、あなたの出産・子育てを応援します
女性の自然性と身体を守る
助産師のケアを受けてみませんか？

〒207-0012 東大和市新堀2-1496-29

TEL/FAX 042-566-3266

外来:9時～17時 お休み:日・祝日

災害に備えて

» 避難場所等の情報

問 防災安全課 ☎内線334・335

市では、市内に37か所の避難場所(公園・校庭など一時的に避難するための屋外施設)及び28か所の避難所(体育館・地区会館など、一時的に滞在するための屋内施設)を指定し、最寄りの避難場所を確認できるよう、ホームページなどでお知らせするとともに、案内看板を設置しています。

避難場所については、P26～29「エリアマップ」をご覧ください。

» 防災行政無線

問 防災安全課 ☎内線334・335

地震・火災などの緊急時には、市内に設置した防災行政無線でお知らせします。また、午前11時50分と、夕方にはチャイム放送を行っています。

● 夕方のチャイム放送の時間

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
時間	午後4時20分			午後4時50分		
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
時間	午後5時30分		午後4時50分		午後4時20分	

☺ 防災行政無線電話応答サービス

防災行政無線の定時放送を除く、最新放送を電話(無料)で確認できます(☎0800-800-6341)。

☺ 避難情報等電話配信サービス

緊急速報メールで配信される避難情報等を、事前に登録した固定電話に合成音声で情報配信するサービスです。詳細につきましては防災安全課までご連絡ください。

» 自主防災組織の活動

問 防災安全課 ☎内線334・335

地震などの大きな災害時には、隣近所の力も必要ですが、自治会を単位とした地域の協働組織による行動が大きな力を発揮します。市では、自主防災組織の結成及び活動の促進を図るため、防災活動に役立つ資器材の助成を行っています。

» 災害対策用備蓄倉庫

問 防災安全課 ☎内線334・335

市では、地震をはじめとする災害に迅速かつ的確に対応するため、避難所である小・中学校等に、食糧や日用品などの物資を配備するための災害対策用備蓄倉庫を計画的に設置しています。

≫ 避難行動要支援者の支援

☎ 福祉総務課 ☎ 内線200・201

災害時、自力での避難が難しく支援を必要とする方のことを避難行動要支援者と言います。

避難行動要支援者の同意を得たうえで、平常時から消防署や警察署、民生・児童委員などに名簿を提供し、災害時に安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、支援体制の構築を進めています。また、一人一人の避難時の配慮点やいざという時に情報提供や安否確認を行っていただく支援者などを記載した個別計画書を作成します。

避難行動要支援者への協力や支援体制の構築は、地域社会における重要な課題の一つです。一人一人が日ごろから避難行動要支援者とのコミュニケーションを図り、地域の連帯感を深めることが、何より大切です。普段から地域で助け合える関係を築きましょう。

● 避難行動要支援者の対象

区分	範囲(施設入所者は含まれません。)
1	在宅で人工呼吸器を使用している方
2	(1)身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が1級又は2級の方 (2)身体障害者手帳をお持ちで視覚障害者の方 (3)身体障害者手帳をお持ちで聴覚障害者の方
3	愛の手帳(療育手帳)をお持ちで障害区分が1度又は2度の方
4	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで単身世帯の方
5	(1)介護保険法に規定される要介護3から要介護5までの方 (2)介護保険法に規定される要介護1及び要介護2で単身世帯の方
6	65歳以上のひとり暮らしの方で名簿登録を希望する方
7	1から6までのいずれかに準ずる方で名簿登録を希望する方

※区分6、7など名簿登載を自ら希望される場合は、ご連絡ください。

防犯・交通安全

≫ 自主防犯組織の活動

☎ 防災安全課 ☎ 内線332

自主防犯組織が行う活動は、防犯パトロールが主な任務です。地域の中で、防犯意識を持った方々が連帯してパトロール活動を行うことにより、犯罪の発生を未然に防げるのです。市では、自主防犯組織の活動の促進を図るため、防犯用資器材の助成を行っています。

≫ 交通災害共済「ちょこっと共済」

☎ 防災安全課 ☎ 内線332

「ちょこっと共済」は、加入者が交通事故により死亡したり負傷したりした場合に、その程度に応じて見舞金が受けられる共済制度です。会費はAコースが1,000円、Bコースが500円(大人も子供も同額)です。

≫ 災害・犯罪等情報提供サービス

☎ 秘書広報課 ☎ 内線315

電子メールによる情報提供サービスを行っています。提供する情報は、①地域の犯罪情報②災害情報③市政情報の3種類、対象は市民、市内在勤・在学者及びその家族で、電子メールを受信できる携帯電話・パソコン等をお持ちの方。それぞれ登録が必要です。

※詳細については、(P84)「情報提供サービス」をご覧ください。





年金・保険・税

国民年金

国民年金の加入と届出

問 保険年金課 内線136

20歳以上60歳未満で、厚生年金(共済組合は平成27年10月分から厚生年金に統一されました)に加入していない方は、国民年金に加入しなければなりません。国民年金は、老後を迎えたときや、万一の病気や事故などで障害を持ったときなどに、年金を受けて生活の安定を図るための公的制度です。

なお、納付が困難な方には、免除制度等があります。

免除等の申請をされる方は、最大で2年1か月前まで遡って申請することができます。

国民年金に加入する方

国民年金の被保険者は次の3種類に分けられ、65歳(特例の場合70歳)までの方も任意で加入することができます。

①第1号被保険者

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者、学生、フリーターの方などで、保険料は自分で納めなければなりません。

②第2号被保険者

会社員や公務員など厚生年金に加入している方。保険料は給料から引かれている厚生年金保険料等に含まれているので、個人で納める必要はありません。

③第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者。保険料は拠出金として厚生年金から支払われますので、個人で納める必要はありません。

国民年金の種類

●老齢基礎年金

国民年金に加入して保険料を納めた期間や保険料の免除等を受けた期間、又はこれらを合わせた期間が10年以上ある方が受けられます。支給は原則として65歳からですが、60歳以後希望する年齢(繰り上げ・繰り下げ)から受給することもできます。

●障害基礎年金

加入者が病気・けがのため、一定の障害の状態になったときに受けられます。ただし、保険料納付要件があります。

●遺族基礎年金

加入者又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方が亡くなったとき、18歳に達する日以後の3月31日まで(一定の障害のある方は20歳未満)の子と生活している配偶者が受けられるものと、加入者又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方(父や母)が亡くなり、18歳に達する日以後の3月31日まで(一定の障害のある方は20歳未満)の子が残されたとき受けられるものがあります。ただし、保険料納付要件があります。

※このほか寡婦年金、死亡一時金、付加年金、脱退一時金などがあります。

届出が必要なとき

- 厚生年金をやめたとき。
- 社会保険(健康保険)の扶養をやめたとき。
- 厚生年金の加入者と離婚したとき。
- 住所や氏名が変わったとき。
- 死亡したとき。
- 任意加入するとき。

保険料の免除

生活保護(生活扶助)を受けている方、障害年金(原則として2級以上)を受給している方は、法律により国民年金保険料が免除されます(法定免除)。また、保険料の支払いが困難な場合、第1号被保険者で前年の所得(配偶者、世帯主のいる場合はそれぞれの所得も)が基準以内であれば、申請により承認された期間の保険料が免除(全額・4分の3免除・半額免除・4分の1免除)されます。ただし、免除を受けた期間(一部免除は納付した期間のみ)は年金受給のための資格期間に含まれますが、基礎年金額は保険料を納めた場合と異なりますのでご注意ください。

学生納付特例制度

対象となる学校の在学学生で、学生自身の前年の所得が基準以内の場合は、申請により保険料の納付が猶予されます。

納付猶予制度

50歳未満の方で、前年の所得(配偶者がいる場合は、配偶者の所得も)が基準以内の場合は、申請により、保険料の納付が猶予されます。

特別障害給付金制度

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない一定の障害のある方に、認定を受けることにより、特別障害給付金が支給されます。



国民健康保険

国民健康保険への加入と資格

問 保険年金課 内線137

職場の医療保険(健康保険、共済組合など)に加入している方や、生活保護を受けている方以外は、すべて国民健康保険(国保)に加入しなければなりません。加入の届出をすると、一人に1枚のカード式保険証が交付されます。

自己負担の割合は、年齢や所得などに応じて決められます。0歳から小学校就学前までは2割、小学校就学から69歳までは3割です。

70歳から74歳までの方には自己負担割合が記載された高齢受給者証が発行されます。

外国人で国民健康保険に加入できる場合

外国人で国民健康保険に加入できる方は、在留カードを所有していて、在留期間が3か月以上ある方又は1年以上日本に滞在することが認められる方です。なお、外国人の方が加入・喪失する場合は、在留カードをお持ちください。

職場の健康保険の被扶養者になれる場合

年間収入額等により、親族等の健康保険の被扶養者となれる場合があります。詳しくは、職場の担当者にご相談ください。

特別な保険証(学・施)

問 保険年金課 内線137

扶養する子どもなどが、就学や施設入所のために市外へ住所を移す場合、学・施の申請が必要となりますので、届け出てください。



国民健康保険・届出が必要なとき

問 保険年金課 内線137

次のようなときには、必ず14日以内に届出をしなければなりません。

	こんなとき	届出に必要なもの	共通して必要なもの		
加入するとき	転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書	届出に来られる方の本人確認書類(運転免許証、パスポート等の顔写真付のもの)及びマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード、通知カード等)、届出の該当者のマイナンバーが分かるもの		
	職場の健康保険をやめたとき、被扶養者からはずれたとき	資格喪失証明書			
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳			
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止(停止)決定通知書			
やめるとき	転出するとき	保険証		届出に来られる方の本人確認書類(運転免許証、パスポート等の顔写真付のもの)及びマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード、通知カード等)、届出の該当者のマイナンバーが分かるもの	
	職場の健康保険に入ったとき	両方(国保・社保)の保険証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)			
	加入者が死亡したとき	保険証、会葬礼状(又は葬儀の領収書)			
	生活保護を受けたとき	保険証、保護開始決定通知書			
その他	市内で住所が変わったとき	保険証			届出に来られる方の本人確認書類(運転免許証、パスポート等の顔写真付のもの)及びマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード、通知カード等)、届出の該当者のマイナンバーが分かるもの
	世帯主が変わったとき				
	世帯が分かれたり、一緒になったとき				
	保険証を失くしたり、汚れて使えなくなったとき	保険証(汚損のとき)			
修学のため、別に住居を定めるとき	保険証、在学証明書				

交通事故に遭ったとき

問 保険年金課 内線134

交通事故の医療費は、加害者が負担するのが原則です

交通事故など第三者から傷害を受け、保険診療を受けた場合には、加害者が負担すべき医療費は、国民健康保険が一時立て替えて支払い、後で加害者に請求することになります。交通事故に遭ったら、すぐに警察に届けると同時に、市役所保険年金課にも届出(第三者行為による傷病届)をしなければなりません。届出がないまま診療を受けようとしても、保険診療が受けられない場合があります。



▶▶ 入院時食事療養費

問 保険年金課 ☎内線134

入院した場合、1食にかかる費用のうち「標準負担額」として被保険者の方に一定の額を負担していただき、残りを国民健康保険が負担します。

なお、一定の要件を満たした方には、この標準負担額が減額される制度があります。

▶▶ 高額療養費の支給

問 保険年金課 ☎内線134

国民健康保険加入者が1か月に支払った医療費の一部負担金が一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額療養費」として支給されます。受診月の約3か月後に申請書が送付されますので必要事項を記入の上、申請してください。なお、一度申請を行い、振込口座の登録をすると、2回目以降の申請は不要となります。

☑ 国民健康保険限度額適用認定証

●70歳未満の場合

国民健康保険加入者で70歳未満の方が入院する場合、医療機関等に「国民健康保険限度額適用認定証」を提示することにより、1か月ごとの医療費の支払い金額が限度額までになります。必要な方は市役所に申請をしてください。

また、住民税非課税世帯の方には「国民健康保険標準負担額減額認定証」を発行し、食事代も合わせて減額になります。なお、「国民健康保険限度額適用認定証」と「国民健康保険標準負担額減額認定証」は国民健康保険税に未納がある世帯には、発行できない場合があります。

●70歳以上の場合

70歳以上の方が入院する場合は医療機関等に「高齢受給者証」を提示することで、1か月ごとの医療費の支払い金額が限度額までになります。所得区分により該当される方には申請により「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」等が発行し、医療機関等に提示することで限度額(所得区分による)までとなります。低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱの方においては食事代も合わせて減額になります。

※オンライン資格確認を導入している医療機関等を受診する場合は、保険証としての登録を済ませたマイナンバーカードの提示により証の提示は不要となります。ただし、住民税非課税世帯及び低所得者Ⅱの方で、過去1年間の入院日数が90日を超える場合は、国保担当窓口へ食事代を減額するための申請が必要です。

☑ 特定疾病療養受療証の交付

長期に療養を要する病気(人工透析に必要な慢性じん不全と厚生労働大臣の定める血友病など)の場合は自己負担が月10,000円までとなります。対象者は、市役所保険年金課で「特定疾病療養受療証」の交付を受けてください。なお、慢性じん不全で人工透析を必要とする70歳未満の上位所得者については毎月の自己負担は20,000円までとなります。

※オンライン資格確認を導入している医療機関等を受診する場合は、保険証としての登録を済ませたマイナンバーカードの提示により証の提示は不要(新規発行の場合は必要)となります。

▶▶ 国民健康保険税

問 保険年金課 ☎内線137

☑ 国民健康保険税の算定方法

国民健康保険税は、世帯の国民健康保険加入者数、所得等を基に計算します。国民健康保険税納税通知書を毎年7月中旬

頃にお送りし、年間の税額をお知らせしますが、世帯状況の変更等に応じて更正内容を記載した納税通知書をお送りする場合がありますので、納税通知書が届いた場合は必ず内容を確認してください。

なお、税率等につきましては、市ホームページ、納税通知書又は各種御案内の書類等で確認していただくようお願いします。

☑ 国民健康保険税の支払方法

国民健康保険税の納期は第1期から第8期までです。納税通知書に同封の納付書を用いて指定金融機関等又はコンビニエンスストア、スマートフォンアプリにて納期限までにお支払いください。

また、口座振替によるお支払いもできます。口座振替の申込みは金融機関等の窓口にて行います。納税通知書、預・貯金通帳及び金融機関届出印を持参し、備え付けの口座振替依頼書等にて申込みしてください。

なお、市役所、出張所等の窓口で、口座名義人本人がキャッシュカードを持参するのみで手続きができる「ペイジー口座振替受付サービス」もあります。

また、65歳以上で国民健康保険加入者の世帯主の方は、一定の要件を満たしている場合には、国民健康保険税が年金から天引きとなります。要件の詳細については、国民健康保険のパンフレット等を御覧ください。

☑ 国保税の減免について

災害その他特別な事情により、生計を維持することが著しく困難な状況となり、その世帯の利用し得る資産・能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、生活困窮により当該年度分の国保税が納付できない場合は、申請していただくことで税額の減免を受けられる場合があります。なお、申請の際には、生活状況の聞き取りや資料の提出などが必要です。また、納期限の過ぎた国保税は減免の対象にはなりません。

☑ 納税義務者は「世帯主」

国民健康保険は世帯単位で加入しますが、国保税も世帯単位で計算され、世帯主が納税義務者となります。また、世帯主が他の健康保険に加入している場合でも、世帯内に国民健康保険加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。

☑ 国保税は被保険者となった月から発生します

被保険者となった月とは、他の市区町村から転入してきた日、あるいは職場の健康保険をやめた日など、加入資格の発生した日です。届出が遅れると、被保険者となった日までの分を納めなければなりません。また、途中で国民健康保険をやめた場合は、やめた日の前月までの分を計算して納めていただきます。

▶▶ 療養費の給付

問 保険年金課 ☎内線133

旅行中など、やむを得ず国民健康保険証を持たずに治療を受けたときや、コルセットなどの補装具を作ったとき、医師の指示ではり、灸、マッサージなどの施術を受けたとき、輸血のための生血代を負担したときは、申請により保険給付分が後から支給されます。

▶▶ 葬祭費

問 保険年金課 ☎内線137

国民健康保険に加入している被保険者が亡くなったとき、葬儀を行った方に対して5万円が支給されます。申請は市役所保険年金課又は緑が丘出張所へ。

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度への加入

☎ 保険年金課 ☎ 内線135・136

現在ご加入の医療保険(国民健康保険・健康保険組合・共済組合など)に関係なく、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度へ加入します(65歳以上で一定の障害がある方は、申請により広域連合の認定を受けた日から対象となります)。新たに75歳となる方には、誕生月の前月に、保険証を送付します。自己負担の割合は、令和4年10月1日から新たに2割が追加され、1割、2割、3割の3区分となります。医療を受けるときは必ず保険証を提示してください。

後期高齢者医療制度は東京都内すべての区市町村が加入する「東京都後期高齢者医療広域連合」が主体となって運営しています。広域連合は被保険者の認定や保険料額の決定、医療の給付など制度の運営を行い、区市町村は各種申請の受付や資格の得喪などの届出窓口となります。

後期高齢者医療・届出が必要なとき

☎ 保険年金課 ☎ 内線135・136

次のようなときは、必ず14日以内に届出をしなければなりません。

こんなとき		届出に必要なもの
転入してきたとき	都内	保険証(前住地で発行されたもの)
	都外	前住地で発行された負担区分証明書
転出するとき	都内	保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証・限度額適用認定証(お持ちの方のみ)
	都外	保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証・限度額適用認定証(お持ちの方のみ) 【転入先に提出する負担区分証明書を交付します。】
転居したとき		保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証・限度額適用認定証(お持ちの方のみ)
生活保護受給を開始したとき		保護開始決定通知書、保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証・限度額適用認定証(お持ちの方のみ)
生活保護を受けなくなったとき		保護廃止・停止決定通知書
死亡したとき		保険証、届出される方の身元確認書類、会葬礼状(又は葬儀の領収書)、葬儀を行った方の印鑑及び振込先の分かるもの

※手続きには、後期高齢者医療被保険者のマイナンバー通知カード又はマイナンバーカード及び身元確認書類が必要です。

※被保険者本人以外の方が届出をされる場合は、委任状及び届出される方の身元確認書類が必要です。

※身元確認書類とは、運転免許証やパスポート等の公的機関の発行した顔写真付証明書です。

これらをお持ちでない場合は、健康保険証、介護保険証等2点を提示ください。

※異動に伴う変更後の保険証等は後日、簡易書留にて送付します。

限度額適用・標準負担額減額認定証

☎ 保険年金課 ☎ 内線135・136

世帯の全員が住民税非課税の場合は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口で提示することにより入院時の食事代と保険適用の医療費の自己負担限度額が減額されます。

限度額適用認定証

☎ 保険年金課 ☎ 内線135・136

自己負担の割合が3割の方で、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の場合は、申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示することにより、窓口で支払う保険適用の医療費の自己負担限度額が適用されます。

高額療養費の支給

☎ 保険年金課 ☎ 内線135・136

1か月の医療費が高額になったときは、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として後から支給されます。該当する方には広域連合から申請書をお送りします。

なお、一度申請を行い、振込口座の登録をすると、2回目以降の申請は不要となります。

後期高齢者医療保険料

☎ 保険年金課 ☎ 内線135・136

保険料は被保険者一人一人が納めます。前年の所得に応じて賦課される「所得割」と一律に賦課される「均等割」の合計額が後期高齢者医療制度の年間保険料となります。

※本人と世帯の所得に応じて保険料(所得割・均等割)の軽減措置があります。

※保険料の基準となる保険料率(均等割額・所得割率)は、2年ごとに見直されます。

※納付方法は原則として年金からのお支払い(特別徴収)となりますが、納付方法変更の手続きをさせていただくと、口座振替でも納められます。

※年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替(普通徴収)により納めます。

※新たに後期高齢者医療制度に加入した方は、当分の間普通徴収となります。

療養費の給付

☎ 保険年金課 ☎ 内線135・136

やむを得ず保険証を持たずに医療を受けたとき(やむを得ない事情があったと広域連合が認めた場合に限られます。)や、コルセットなどの補装具を作ったとき、医師の指示であんま、はり、灸、マッサージなどの施術を受けたとき、輸血のための生血代を負担したときなどは、いったんかかった医療費の全額を本人が支払い、後日、申請いただくと、自己負担以外の分が後から支給されます。

後期高齢者医療健康診査

☎ 保健相談センター ☎ 565-9315

後期高齢者医療制度に加入している方を対象に健康診査を実施しています(受診費用は無料です)。対象者の方には、市から受診券を送付します。受診期間内に指定の医療機関で受診してください。

葬祭費

☎ 保険年金課 ☎ 内線135・136

後期高齢者医療制度に加入している被保険者が亡くなったときは、葬儀を行った喪主の方に対して5万円が支給されます。申請は市役所保険年金課又は緑が丘出張所へ。



税金

市が取り扱う税の種類

課税課

①個人の市民税・都民税(内線123)

毎年1月1日現在、市内に住所のある方に課税されます。税額は、前年の所得に応じて賦課される「所得割」と、一律均等に賦課される「均等割」の合計です。また都民税も同様に課税されます。納入方法は、普通徴収(納税通知書又は口座振替で納税する方法)、給与からの特別徴収(毎月の給料から差し引かれて、給与支払者が納税する方法)、年金からの特別徴収(毎回の年金の支払額から差し引かれて、年金支払者が納税する方法)の3通りのほか、それぞれ組み合わせ合わせた支払方法となることがあります。

②法人市民税(内線123)

市内に事務所又は事業所などのある法人に課税されます。国税として申告した法人税額を課税標準額として、一定の税率で算出する法人税割と資本等の額と従業員数によって区分される均等割の合計額によって課税され、事業年度の終了の日から2か月以内に確定申告をして納めることになっています。

③固定資産税・都市計画税(土地内線128、家屋・償却資産内線126)

固定資産税は、毎年1月1日に、市内に固定資産(土地、家屋、償却資産)を所有している方に課税されます。税額は、資産の評価額を基にした課税標準額により算出されます。

市街化区域内に土地や家屋を所有する方には、都市計画税が合わせて課税されます。この税金は、都市計画事業や土地区画整理事業の財源となります。家屋を取り壊した場合は、ご連絡ください。

※縦覧及び閲覧…固定資産税の基礎となる土地及び家屋の評価額等が記載された縦覧帳簿を、毎年4月1日から5月31日までの間、納税者にお見せしています。この評価額に不服があるときは、納税通知書を受け取った日から3か月以内に固定資産評価審査委員会への申し出ができます。また、課税計算の基となる課税標準額等が記載された固定資産課税台帳を、納税義務者等に自己に関係した部分を年間を通じてお見せしています。

④軽自動車税(種別割)(内線122)

毎年4月1日現在、軽自動車等を所有又は使用される方に課される市税です。

届出・廃車等受付窓口にて備付けの軽自動車税申告書で申告して下さい。

ナンバー	車種	税率等				届出・廃車等受付窓口		
武蔵村山市	原動機付自転車	第1種(50cc以下)	2,000円			武蔵村山市役所 武蔵村山市本町1-1-1 課税課諸税係 ☎042(565)1111 内線122		
		第2種乙(90cc以下)	2,000円					
		第2種甲(125cc以下)	2,400円					
		三輪以上(ミニカー)	3,700円					
	小型特殊自動車	農耕作業用(トラクタ等)	2,400円					
		その他のもの(フォークリフト等)	5,900円					
多摩	二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		6,000円			多摩自動車検査登録事務所 国立市北3-30-3 ☎050(5540)2033		
	軽自動車	軽二輪(250cc以下)	3,600円			軽自動車検査協会 多摩支所 府中市朝日町3-16-22 ☎050(3816)3104		
		三輪及び四輪以上の軽自動車	旧税率車	新税率車	重課税※1		特例(軽課)※2	
		軽三輪(660cc以下)	自家用	7,200円	10,800円		12,900円	グリーン化特例 電気・天然ガス 車低排出ガス車 ★★★★★ + 燃費基準達成車
			営業用	5,500円	6,900円		8,200円	
		軽四輪乗用	自家用	4,000円	5,000円		6,000円	
			営業用	3,000円	3,800円		4,500円	

※1 最初の新規検査から13年を経過した車両は、重課税率が適用されますが、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドは対象外です。

※2 一定の環境性能を有する対象車に該当する場合、税率が軽減されます。

※軽自動車税(環境性能割)が令和元年9月30日の自動車取得税廃止に伴い導入されました。当面の間、東京都が徴収を行います。

※今後の税制改正及び軽減税率等の内容は、市のHP又は市報をご覧ください。

⑤たばこ税(内線122)

たばこの値段の中には、税金が含まれています。市内の小売販売店に売り渡された本数に応じて、税金の一部が市に納付され、市の財源となります。

市民税・都民税の申告

課税課 内線123

次のような方は、申告が必要です。

- 1月1日現在、武蔵村山市に住所があり、前年中に農業、営業、不動産、譲渡、配当・シルバー人材センターからの配分金などによる所得があった方
- 大工、左官、下請け専門などで勤務先の一定しない方
- 給与所得者で、次の1～5に該当する方
 - 勤務先の会社などが武蔵村山市に「給与支払報告書」を提出しないとき
 - 給与所得のほかに、農業、営業、不動産譲渡、配当などの所得があった方
 - 2か所以上の事業所などから給与を受けている方
 - 給与所得のみの方で、前年中に退職したり、中途就職などをした方
 - 雑損控除、医療費控除などを受けようとする方

税関係証明書等一覧

種類	申請に必要なもの	手数料
※市民税・都民税課税・非課税証明	本人確認書類、代理人の場合は委任状(要捺印)	1件 300円(郵送は400円の定額小為替)
※納税証明、完納証明		
※法人市民税納税証明	本人確認書類、法人登録印又は委任状(要捺印)	1件 300円(郵送は400円の定額小為替)
※法人所在証明	本人確認書類	1件 300円(郵送は400円の定額小為替)
※土地・家屋評価証明	本人確認書類、代理人の場合は委任状(要捺印) 法人所有の場合は申請者の本人確認書類、登録印又は委任状(要捺印)	1件(5筆、5棟を超え1筆、1棟増すごとに60円加算) 300円(郵送は400円の定額小為替)
※土地・家屋公課証明		
※家屋所在証明		
家屋滅失証明	本人確認書類	1件 300円(郵送不可)
※車庫証明用証明	本人確認書類	1件(5筆を超え1筆増すごとに60円加算) 300円(郵送は400円の定額小為替)
住宅用家屋証明	課税課にお問い合わせください。	1件 1,300円(郵送についてはお問い合わせください)
※軽自動車税車検用納税証明		無料
土地・家屋台帳の閲覧		1冊 300円(郵送不可)
公図の写し		1枚(A3サイズ) 300円(郵送不可)

※印の証明書は緑が丘出張所でも発行します。

■市内同一世帯に属する親族の場合は、委任状は不要。ただし、別世帯の場合は親族であっても委任状が必要です。

償却資産の申告 問 課税課 内線126

償却資産(事業に使っている構築物・機械・器具・備品など)については、その所有者の申告が義務づけられています。毎年1月1日現在の資産を、1月31日までに市役所課税課へ申告してください。

納税は便利な口座振替・コンビニエンスストア・スマホアプリで

問 収納課 内線194~196

口座振替の申込みは、口座振替を希望する口座名義人ご本人のキャッシュカードと納税通知書を市役所収納課の窓口へお持ちのうえ、キャッシュカードを端末機器に読み込ませることで簡単に手続きできるペイジー口座振替受付サービスをご利用ください。そのほか、預貯金通帳・届出印・納税通知書をお持ちのうえ、市内金融機関・郵便局の窓口で、納税通知書添付の依頼書あるいは市内金融機関窓口にて備えてある依頼書を提出する方法があります。市外金融機関をご利用の際は、市役所収納課へお問い合わせください。

市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税はコンビニエンスストア、スマホアプリでも納付できます。

税の減免 問 課税課

市民税が減免される場合(内線123)

生活保護を受けることとなった方、当該年に所得の減少により生活が著しく困難になった方など。

固定資産税が減免される場合(内線128)

生活保護を受けている方の所有する固定資産、公益のために直接専用する固定資産、災害若しくは天候の不順又は火災により、著しく価値を減じた固定資産など。

軽自動車税(種別割)が減免される場合(内線122)

身体障害者及び精神障害者本人が所有する、又は生計を一つにする方が所有する軽自動車等で、主にこれらの障害を有する方のために使用するものや、公益のため直接専用する軽自動車等、その構造が専ら身体障害者等が利用するためのものである軽自動車、生活保護を受けている方の所有する軽自動車など。

税に関する証明 問 課税課 内線122

課税証明・非課税証明

各種所得金額及び年税額が記載されているものが「市民税・都民税課税証明書」です。また、所得がない又は低いため、課税の対象にされていないことを証明するものを「非課税証明書」といいます。

固定資産税関係の証明

市内に土地、家屋等の固定資産を所有され、固定資産税が課税されている方に対し、申請により証明書を発行します。証明書には「評価証明書」「公課証明書」「課税証明書」「家屋所在証明書」及び「家屋滅失証明書」等があります。

なお、家屋滅失証明書、住宅用家屋証明書の申請及び土地台帳、家屋台帳及び土地公図の閲覧はどなたでもできます。

納税証明

納税証明書には、課税額、納税済額、未納額などが記載されています。納税証明には、①市民税・都民税納税証明書②固定資産税・都市計画税納税証明書③軽自動車税納税証明書④国民健康保険税納税証明書⑤完納証明書等があります。

証明書を代理人に委任する場合

税証明を代理人に依頼するときは、必ず本人自筆捺印の委任状が必要です。申請の際、窓口に来る方は本人確認書類を持参してください。法人の場合は、登録印(実印)を押してください。

税の証明を郵送で申請する場合

税の証明書を、郵送で申請・交付することができます。申請書、切手を貼った返信用封筒、手数料として上表の金額の定額小為替(郵便局で購入する)、本人確認書類の写しを同封し、お送りください。

税の証明をコンビニエンスストアで取得する場合

利用者電子用電子証明書の暗証番号を登録しているマイナンバーカードをお持ちのかたは、コンビニエンスストアの多機能端末(マルチコピー機)で証明書を取得することができます(利用可能時間は、午前6時30分から午後11時まで)。





健康と福祉

保健と医療

》(特定)健康診査及び特定保健指導

問 保健相談センター ☎565-9315

市では、武蔵村山市国民健康保険に加入している40歳以上の方を対象に、特定健康診査を実施しています。対象者の方には、市から受診券を送付します。また、各種医療保険に加入されていない40歳以上の方についても、特定健康診査と同じ健康診査内容を受診することができる受診券を送付します。受診期間内に指定の医療機関で受診してください。

これらの健診内容については、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の危険因子を調べる検査が中心です。

健診の結果、内臓脂肪症候群のリスクが高い方には保健指導が実施されます。内臓脂肪症候群予防のため、専門家が生活習慣改善策と一緒に考えますので、対象者の方はぜひ無料の保健指導を利用し健康づくりに活かしましょう。

なお、社会保険に加入されている方は、各保険者へお問い合わせください。

》肝炎ウイルス検査

問 保健相談センター ☎565-9315

B型・C型肝炎ウイルス検査を実施しています。40歳になった方は、全員が対象となり、市から通知をお送りします。

41歳以上の方は市報で募集しますので、お申し込みください。お近くの指定医療機関で受診できます。

》がん検診

問 保健相談センター ☎565-9315

市では年間を通じて各種がん検診を実施しています。日程及び申込み方法については、市報等でご確認ください。

☺がん三セット検診(肺・胃・大腸)(40歳以上)

☺肺がん検診(40歳以上)

※検診車によるX線撮影及び喀痰細胞診検査により実施

☺胃がん検診(40歳以上)

※検診車によるX線撮影(バリウム検査)により実施

☺大腸がん検診(40歳以上)

※便潜血検査(2日法)により実施

☺子宮がん検診(20歳以上の女性)

※問診、視診、細胞診(子宮頸部)検査により実施

※2年に1度受診できます

☺乳がん検診(40歳以上の女性)

※問診、マンモグラフィ(乳房のX線撮影)検査により実施

※2年に1度受診できます

☺前立腺がん検診(50歳以上の男性)

※血液検査(PSA検査)により実施

》眼科検診

問 保健相談センター ☎565-9315

30歳以上の方を対象に、視力検査・細隙灯検査・眼圧検査・眼底カメラ検査等を実施し、「緑内障」や「白内障」等の早期発見に努めます。



健康と福祉

広告

meiji 有限会社 中村乳業

POINT 01 空母、武蔵村山 周辺エリア にお届けします

POINT 02 スーパーに似ない 宅配専用商品 が買えます

POINT 03 週1日の注文もOK お好み・変更依頼も 簡単にご注文

POINT 04 専用の保冷剤に 隔くから 冷蔵運ぶ安心

POINT 05 サンプルをお届け お好きな商品を 選んでいただけます

機能性表示食品

五つ星習慣

生活習慣に関わる 「血圧」「血糖値」「中性脂肪」に加え、「肥満」「ストレス」をケアできる

宅配専用商品

武蔵村山店 ☎0120-369-143
武蔵村山市本町2丁目3-2
立川店 ☎0120-369-180

リウマチ科 内科 アレルギー科
訪問診療
YOSHIOKA CLINIC

医療法人社団 吉昭会
昭島リウマチ膠原病内科

受付時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00 - 12:30	○	○	○	-	○	○	-
14:30 - 18:00	○	○	○	-	○	○	-

休診日:木曜日、日曜日、祝日、土曜午後

〒042-546-0011
訪問専用 tel ☎070-3250-0011
昭島市宮沢町 495-30-1 階 (昭島駅前徒歩10分、中津駅徒歩7分)

ご予約・お問合せはお気軽にどうぞ

骨粗しょう症検診

問 保健相談センター ☎565-9315

40・45・50・55・60・65・70歳の女性を対象に、問診・骨密度測定などを実施します。

歯周疾患検診

問 保健相談センター ☎565-9315

40歳以上の市民を対象に、歯科検診・歯周ポケット測定・経過説明等を行います。

また、65歳以上の方には、お口の機能(お口の乾燥状態、舌の機能や飲み込みの機能など)検査も行います。

胸部レントゲン

問 保健相談センター ☎565-9315

65歳以上の市民を対象に実施しています。予約は不要です。直接会場で受付します。実施日は市報等でご確認ください。

各種健康教室

問 保健相談センター ☎565-9315

20歳以上の市民を対象に、健康寿命を延ばそう教室、骨粗しょう症予防教室、各種運動教室(ヨガ体操、ウォーキング等)を実施しています。日常の健康づくりにお役立てください。日程等は市報等でご確認ください。

歯科医療連携推進事業

問 保健相談センター ☎565-9315

歯科医院への通院が困難な方(寝たきりの方など)に歯科医が訪問して治療を行います。また、通院が可能な障害者の方には、かかりつけ歯科医を紹介します。ただし保険診療扱いとなりますので、診療費用の自己負担分はお支払いいただくこととなります。申し込みは、武蔵村山市歯科医師会(☎562-2743)へお電話ください。

難病医療費の助成

問 障害福祉課 市民総合センター内 ☎590-1185

難病患者の方の医療費を助成する制度です。助成の対象となるのは、市内に住民登録又は外国人登録がある方で、助成対象疾病にかかっており、各疾病の認定基準を満たしていること、各種健康保険の被保険者又はその扶養者であることが必要です。

大気汚染健康障害者医療費助成

問 保健相談センター ☎565-9315

大気汚染による健康障害者の医療費を助成します。対象となるのは次の①～③のすべてに該当する方です。

- ①東京都の区域内に、引き続き1年以上(3歳に満たない乳幼児は6か月以上)住所を有する18歳未満の方
- ②現に気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎、肺気腫が、これらの続発症に罹患している方
- ③健康保険に加入しており、他の医療給付制度(生活保護等)を受けていない方

原子爆弾被爆者見舞金

問 福祉総務課 ☎内線152

原子爆弾被爆者(原子爆弾被爆者健康手帳所持者)の方に、年額10,000円の見舞金が支給されます。

車いすの一時使用無料貸出し(事前予約)

問 社会福祉協議会 市民総合センター内 ☎566-0061

在宅生活をしている市民の方で、骨折や通院、また外出や旅行等、一時的に車いすを必要とされる方、または介護保険の車いすレンタルサービスを利用できるまでの間、車いすを無料でお貸しします。(原則3か月以内)

広告



内科
皮膚科
小児科

浅香医院

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	不眠治療
午前 9:00~12:00	●	●	●	休	▲	●	休	月~水・土
午後 3:00~ 6:00	●	●	●	休	●	休	休	睡眠時無呼吸症候群 金(午前)

●院長 井上さやか ▲副院長 井上智友記 木・日・祝日休診 土・午後休診

TEL 042-563-4397

東大和市湖畔1-1043-39
asaka-clinic.com

国民健康保険

》人間ドック等の費用の一部助成

問 保険年金課 ☎内線138

国民健康保険加入者で40歳以上の方を対象に人間ドック及び脳ドックの費用の一部を助成します。ただし、同じ年度に実施する特定健康診査を受診した場合、申請することはできません。

後期高齢者医療

》人間ドック等の費用の一部助成

問 保険年金課 ☎内線135・138

後期高齢者医療制度に加入している方を対象に人間ドック及び脳ドックの費用の一部を助成します。ただし、同じ年度に実施する健康診査を受診した場合、申請することはできません。

高齢者の医療と健康

※後期高齢者医療制度についてはP.51をご覧ください。

》高齢者インフルエンザ予防接種

問 保健相談センター ☎565-9315

65歳以上の方(60歳以上65歳未満で心臓、じん臓、呼吸器等の機能の障害により、自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される方を含む)に、接種費用の一部を公費負担により、インフルエンザ予防接種を実施します。

》老人性白内障特殊眼鏡等購入費助成

問 高齢福祉課 市民総合センター内 ☎590-1233

65歳以上の方が、老人性白内障のため、水晶体摘出手術を行った後、身体上の理由により眼内レンズ挿入手術を受けられない場合、特殊眼鏡又はコンタクトレンズの購入費の一部を助成します。ただし所得制限などがあります。

高齢者の相談

》地域包括支援センター

- 西部地域包括支援センター(☎560-3931)
担当地域:伊奈平、岸、残堀、中原、三ツ木、三ツ藤、大字三ツ木(横田基地内)
- 北部地域包括支援センター(☎516-0062)
担当地域:神明、中央、中藤、本町
- 南部地域包括支援センター(☎590-1477)
担当地域:榎、大南、学園
- 緑が丘地域包括支援センター(☎590-5151)
担当地域:緑が丘

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、総合的に支援する地域の中核的な機関です。保健介護、福祉の専門知識を持った職員が配置され、介護や福祉、医療など地域の高齢者に関するさまざまな相談や支援を行っています。

》戦没者遺族相談

問 福祉総務課 ☎内線152~154

国から委託を受け、戦争で亡くなった軍人のご遺族からの恩給や年金等の日常における相談を受けます。

生きがい・介護予防

》福祉会館と老人福祉館

問 福祉会館 ☎563-3825

福祉会館及び老人福祉館(89ページ参照)は、主に60歳以上の方を対象とした、高齢者の健康増進と福祉の向上を目的とした施設です。

- ◇開館時間 午前9時~午後5時
- ◇休館日 毎月第1日曜日(第一老人福祉館は第1月曜日)及び年末年始
- ◇利用方法 利用に当たっては、許可書が必要です。申請方法等については、各館へお問い合わせください。各館に設置してあります。
- ◇カラオケ 各館にマッサージ器具等が設置してあります。
- ◇健康器具 各館にマッサージ器具等が設置してあります。
- ◇部屋貸出 大広間、会議室等があります。各館へ直接お問い合わせください。

広告

介護・福祉の相談窓口
お気軽に何でもご相談下さい

- 特別養護老人ホーム ●ショートステイ ●デイサービス
- ホームヘルパー派遣 ●ケアプラン作成
- 西部地域包括支援センター(総合相談窓口)

伊奈平苑
介護に関するご相談・お問い合わせ
☎042-560-3916

〒208-0023 東京都武蔵村山市伊奈平6-14-2
ホームページ/ www.inadairaen.com
Eメール/ info@inadairaen.com

**ご自宅のように
ゆったりとした一日を**
日・祝もご利用下さい(一日10名)

香り高い
桜のお風呂!

楽しいひとときを
ゆとりのお部屋で

デイサービスセンター 見学大歓迎

宅老所 かさんの家
武蔵村山市伊奈平6-45-2
☎042-569-2041



》 高齢者と仕事

問 シルバー人材センター ☎564-1081

おおむね60歳以上の方が、個々の希望・経験・能力に応じた仕事をし、地域社会に寄与することを目的として設立されている公共的団体です。仕事を頼みたい方や、センターに加入したい方は、直接事務局へ。またシルバー人材センターでは、毎月入会説明会を開催しています。日程は毎月の市報等でご確認ください。

》 介護保険外の各種支援サービス

問 高齢福祉課 市民総合センター内 ☎590-1233

☑ 高齢者生活支援ヘルパー

在宅の65歳以上の方で疾病等により一時的に支援が必要な方にホームヘルパーを1か月程度派遣し家事援助を行うサービスです(介護保険の要介護認定を受けている方を除く)。規定により自己負担があります。

☑ 高齢者日常生活用具等の給付

65歳以上の在宅高齢者で要件に該当する方に対し、日常生活用具等を給付します。給付品目に介護保険と同じものがある場合は、介護保険が優先します。必ず事前にご相談ください。また、規定により自己負担があります。

◇給付品目 歩行器(シルバーカーを除く)・腰掛便座・入浴補助用具・歩行支援用具・スロープ・シルバーカー

☑ 在宅高齢者おむつ給付

在宅のおおむね65歳以上の常時おむつが必要な高齢者で支給要件に該当する方に、紙おむつ・尿取りパットを給付します。

☑ 高齢者生活支援ショートステイ

65歳以上の在宅高齢者で、基本的な生活習慣が一時的に欠如した方(介護保険の要支援・要介護認定を受けている方を除く)等が、市内の特別養護老人ホームに短期入所(原則として7日以内)するサービスです。規定により自己負担があります。

☑ 高齢者食事サービス

65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、日常の買い物、炊事等が困難な方に平日、安否確認を兼ね昼食を手渡しでお届けします。規定により自己負担があります。

☑ 高齢者自立支援住宅改修

65歳以上の在宅高齢者で、支給要件に該当する方に対し、住宅改造に要する費用を助成します。改修工事の種類は手すりの取付・段差解消などの改修、浴槽の取替及びこれに付帯して必要な給湯設備の工事、流し、洗面台の取替及びこれに付帯して必要な給湯設備の工事、便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事など。必ず工事前にご相談ください。規定により自己負担があります。

☑ 徘徊高齢者等家族支援サービス

認知症高齢者の方が徘徊等により行方が分からなくなったときに、同居の家族の方に対し、位置探索システムにより居場所情報を提供し、早期発見につなげるサービスです。規定により自己負担があります。

☑ 救急通報システム

ひとり暮らし高齢者が急病や事故等の緊急事態に陥ったときに、無線発報器等を用いてコールセンターに自動通報することにより、迅速な援助を行う制度です。

65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、身体上慢性疾患があるなど日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方が対象です。規定により自己負担があります。

☑ 友愛訪問員

地域社会と交流の少ない65歳以上のひとり暮らしの方などのお宅を友愛訪問員が訪問し、話し相手をしたり、相談に応じたりするサービスです。

☑ 火災安全システム

65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な方に、住宅用防災機器を給付します。規定により自己負担があります。

☑ 高齢者等ごみ出し支援

ごみ出しが困難な要件に該当する高齢者、障害者等に代わって玄関から排出場所にごみを排出します。

☑ 介護と医療連携マップ

市内の介護保険サービス事業所や医療機関、薬局の情報を掲載したマップで、高齢福祉課及びお住まいの地域の地域包括支援センターで配布しています。



》その他の高齢者サービス

問 高齢福祉課 市民総合センター内 ☎590-1233

☑ 敬老金

長寿をお祝いして、9月15日現在で市内に住所を有する対象者の方に敬老金を贈呈します。

☑ 敬老会

市老人クラブ連合会とともに市内の対象となる高齢者のご長寿をさくらホール(市民会館)でお祝いします。

☑ 老人クラブ

おおむね60歳以上の方で結成され、教養の向上、健康増進、地域社会との交流、レクリエーション活動を行っています。入会は直接各クラブへ。

☑ 喜び農園

60歳以上の高齢者で、日常生活の中で園芸を行う機会の少ない地域の方に農園を提供しています。利用者は2年ごとに更新し募集しています。

☑ 高齢者見守り相談室(☎590-5800)

緑が丘地域にお住まいのおおむね65歳以上の高齢者を対象に、安否確認・支援の必要な高齢者を把握するため、「村山団地高齢者みまもり相談室」を設け、高齢者またはその家族からの相談に応じた支援を行います。

》東京都シルバーパス

問 東京バス協会 ☎03-5308-6950

都内の路線バス、都営地下鉄、都電が無料で利用できる乗車証で、70歳以上の方が購入することができます。価格は本人の市町村民税が課税されている方が20,510円、非課税の方は1,000円で、期限は毎年9月30日までです。利用者にはバス協会から更新のご案内が届きますので、9月中旬に指定場所で更新の手続きをしてください。

》社会福祉協議会の高齢者等サービス

問 社会福祉協議会 市民総合センター内 ☎566-0061

☑ シルバーテレホン(登録制の定期的電話訪問)

ひとり暮らし等の高齢者の方に、専門のボランティア相談員が定期的にお電話し、気軽な話し相手や各種相談に応じています。各地域の民生委員や地域包括支援センターと連携しています。

広告

快適な在宅生活を！

訪 問 介 護

ブ ー ケ

地域貢献したいとお考えのヘルパーさん！
訪問介護ブーケでご一緒しませんか？

☎042-843-8080 お気軽にご連絡ください

武蔵村山市学園 3-32-8
(営) 9:00 ~ 18:00
(休) 日曜日
事業所番号: 1374901252
株式会社のゆり



☑ 地域福祉権利擁護事業(要契約)

判断能力が不十分な高齢者、知的障害や精神障害のある方、判断能力を有するが、日常生活の援助が必要な高齢者、身体に障害のある方等に支援員が、福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理サービス・書類等の預かりサービスを行っています。

☑ 福祉サービス総合支援事業

福祉サービス利用に関する相談支援及び福祉サービス利用に関する苦情対応を総合的に行うとともに、成年後見制度に関することや権利擁護の相談、福祉サービス利用等に関する「ふくし法律相談」を実施しています(ふくし法律相談は要予約)。

☑ 成年後見あんしん生活創造事業

判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となったかたが地域で安心して生活を維持できるよう、成年後見制度の活用を支援します。

介護保険

》介護保険制度とは

問 高齢福祉課 市民総合センター内 ☎590-1233

介護が必要になっても、安心して日常生活を営むことができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える制度です。介護保険の被保険者は、第1号被保険者(65歳以上の方)、第2号被保険者(40歳以上64歳までの医療保険に加入している方)の2種類です。

第1号被保険者の方は、高齢福祉課に要介護認定等の申請をし、常時介護が必要と見込まれる状態(要介護状態)や要介護状態の軽減もしくは悪化の防止のための支援が必要と見込まれ又は日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態(要支援状態)と認定された場合にサービスを利用することができます。また、要介護状態等と認定されなかった方とすべての高齢者を対象に地域支援事業の介護予防事業を利用することができます。

第2号被保険者の方は、老化に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病(特定疾病)により要介護状態又は要支援状態と認定された場合にサービスを利用することができます。

☑ 特定疾病

- ①がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったものに限る。)
- ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節

介護保険料

問 高齢福祉課 市民総合センター内 ☎590-1233

第1号被保険者の介護保険料

当該年度の市民税の課税状況等によって14段階とされています。納め方には、特別徴収(年金からの徴収)と普通徴収(納付書による納付)の2種類があります。

新たに65歳になられた方は、誕生日の前日の属する月分から納めていただきます。

第2号被保険者の介護保険料

加入している健康保険組合等が、医療保険料として徴収します。計算方法や金額は、医療保険によって異なりますので、詳しくは各健康保険組合等にお問い合わせください。

転入などによる中途加入

第1号被保険者が転入された場合には、転入された月分から月割で算定した保険料を、第2号被保険者が就職等により新たに健康保険組合等に加入された場合には、加入された月分から徴収します。

転出・死亡などによる介護保険料の精算

第1号被保険者が転出された場合には前月分まで、死亡した場合は死亡日の翌日の属する月の前月分まで、月割で算定した額が精算されます。

第2号被保険者の退職、転職等による健康保険組合等の脱退の場合も月割で精算されます。詳しくは各健康保険組合等にお問い合わせください。

保険料の滞納と給付制限

特別な事情がないにもかかわらず介護保険料を納めない場合には、期限内に納めている方との公平を確保するため、保険給付が制限されます。

介護保険・申請から認定まで

問 高齢福祉課 市民総合センター内 ☎590-1233

要介護認定の申請

介護保険のサービスを利用するためには、要介護認定の申請が必要です。申請は市民総合センター1階高齢福祉課へ。なお、この申請は、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業所、介護保険施設などに代行してもらうことができます。

訪問調査

申請すると、市役所の担当者又は市から委託を受けた調査員が、家庭や施設を訪問し、調査します。

主治医意見書

原則として市が直接、主治医に意見書の作成を依頼し、回収します。作成料は市が負担します。主治医がいない場合には、市の指定した医師(指定医)の診察を受けていただけます。

審査

介護認定審査会で、どのくらいの介護を必要とするかの区分(要支援・要介護度の区分)が決められます。

認定

これらの結果に基づき要支援1、2及び要介護1～5の認定を決定し、決定通知と被保険者証をお送りします。この区分によって利用できるサービスの量などが決まります。この認定には有効期間(3～48か月)があります。サービスを継続して受けたい場合は、更新申請が必要です。また、「非該当(自立)」と判定された方は、介護保険のサービスは受けられません。ただしその場合でも、介護保険以外の高齢者福祉サービスを受けることができます。また、認定結果に不服がある場合は、東京都の「介護保険審査会」に不服申し立てをすることができます。

転入・転出

転入前の区市町村で要支援・要介護の認定をされている方は、その介護度を継続して利用することができます。利用には転入日から14日以内に申請が必要です。転入日から14日を過ぎますと転入前の区市町村での介護度は無効となります。

転入に伴う要支援・要介護認定の継続利用には、高齢福祉課での手続きが必要です。



広告

いっしょに、今日の喜びを。いっしょに、明日の幸せを。 | have a dream. (私には夢がある) マーチン・ルーサー・キング・ジュニア牧師



サンシャインホーム

武蔵村山市伊奈平4-10-2

TEL:042-531-3741

- 特別養護老人ホーム
- デイサービスセンター
- ヘルパーステーション
- ショートステイ
- 高齢者グループホーム
- 居宅介護支援



緑が丘地域包括支援センター

武蔵村山市緑が丘1460-1103号棟

TEL:042-590-5151

- 地域包括支援センター
- 高齢者在宅サービスセンター

村山団地地域ケアセンター

武蔵村山市緑が丘1679-46号棟

TEL:042-590-5900

- デイサービスセンター

ふらっとコミュニティ「みどり」

武蔵村山市緑が丘1460-45号棟

TEL:042-590-5800

- みまもり相談室

社会福祉法人 武蔵村山正徳会 TEL:042-531-3741

〒208-0023 東京都武蔵村山市伊奈平4-10-2
https://www.sunshinehome.or.jp

認定結果に応じて、次のようなサービスが利用できます。

要介護状態	要支援1・2と認定された方	要介護1～5と認定された方
利用できるサービスの種類	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防支援(ケアプランの作成) (地域包括支援センター) ●介護予防サービス <ul style="list-style-type: none"> ①介護予防訪問入浴介護 ②介護予防訪問看護 ③介護予防訪問リハビリテーション ④介護予防居宅療養管理指導 ⑤介護予防通所リハビリテーション ⑥介護予防短期入所生活介護 ⑦介護予防短期入所療養介護 ⑧介護予防特定施設入居者生活介護 ⑨介護予防福祉用具貸与 ⑩特定介護予防福祉用具販売 ⑪介護予防住宅改修 ●地域密着型サービス <ul style="list-style-type: none"> ①介護予防認知症対応型通所介護 ②介護予防小規模多機能型居宅介護 ③介護予防認知症対応型共同生活介護 (要支援1の方は利用できません。) 	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅介護支援(ケアプランの作成) (指定居宅介護支援事業所) ●居宅サービス <ul style="list-style-type: none"> ①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護 ⑦通所リハビリテーション ⑧短期入所生活介護 ⑨短期入所療養介護 ⑩特定施設入居者生活介護 ⑪福祉用具貸与 ⑫特定福祉用具販売 ⑬住宅改修 ●地域密着型サービス <ul style="list-style-type: none"> ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③認知症対応型通所介護 ④小規模多機能型居宅介護 ⑤認知症対応型共同生活介護 ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑧看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス) ⑨地域密着型通所介護
	要支援1・2と認定された方及び基本チェックリストにより事業対象者と判定された方	
	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防・生活支援サービス <ul style="list-style-type: none"> ①第1号介護予防支援事業(ケアプランの作成) (地域包括支援センター) ②第1号訪問事業 ③第1号通所事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設サービス <ul style="list-style-type: none"> ①介護老人福祉施設(原則として要介護3以上の方) ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設 ④介護医療院

健康と福祉

広告

私達は、介護が必要な方や認知症の方が、家庭的な雰囲気の中で安心して過ごせるような理想的な施設を目指しています。

医療法人財団 立川中央病院

介護老人
保健施設

アルカディア



〒208-0021 東京都武蔵村山市三ツ藤1-98-1 TEL,042-569-3900 / FAX,042-569-1441

- 施設のご案内
- ・入所(ショートステイ含む) 148床
- ・通所リハビリテーション 40人
- ・通所介護ひなた 14人
- ・指定居宅介護支援事業所
- ・指定訪問リハビリテーション事業所

地域支援事業(一般介護予防事業)

☎ 高齢福祉課 市民総合センター内 ☎590-1233

一般高齢者向けの事業

65歳以上の高齢者が要介護状態にならないようにするため、筋力向上トレーニング、健康太極拳等の教室等を開催しています。

生活支援体制整備事業

体操や脳トレなど様々な講座やレクリエーションを行い、地域の高齢者の介護予防や多世代交流を目指す「お互いさまサロン」の設置を支援しています。

障害者の福祉

手帳

☎ 障害福祉課 市民総合センター内 ☎590-1185

身体障害者手帳

視覚(1~6級)、聴覚(2~6級)、平衡機能(2~6級)、音声・言語・しゃく機能(3級・4級)、肢体不自由(1~6級)、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能(1級・3~4級)、免疫・肝臓機能(1~4級)に障害のある方が、各種の福祉サービスを利用するときに必要な手帳です。

愛の手帳(療育手帳)

知的障害のある方が、各種の福祉サービスを利用するときに必要な手帳です。障害の程度に応じて1~4度に分かれています。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方が、各種の福祉サービスを利用するときに必要な手帳です。障害の程度に応じて1~3級に分かれています。

各種手当・助成など

☎ 障害福祉課 市民総合センター内 ☎590-1185

心身障害者(児)福祉手当

市内に住所があり、次に該当する方に手当を支給します。ただし65歳以上の新規申請者・施設入所者・20歳未満で児童育成手当(障害手当)受給者を除きます。また、所得制限があります。

対象	月額
20歳以上で身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1~3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症の方	15,500円
20歳未満で身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度の方	7,700円
20歳以上で身体障害者手帳3級・4級及び愛の手帳4度の方	

特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある20歳以上の方に、月額27,300円(令和4年4月現在)を支給します。ただし、所得制限などの支給制限があります。なお、年度により金額が変わることがあります。

障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の方に、月額14,850円(令和4年4月現在)を支給します。ただし、所得制限などの支給制限があります。なお、年度により金額が変わることがあります。

重度心身障害者手当

常時複雑な介護を必要とする在宅の重度障害者の方(65歳以上の新規申請者・病院などに3か月を超えて入院している者・施設入所者を除く)に、月額60,000円を支給します。ただし、所得制限などの支給制限があります。

児童育成手当(障害手当)

20歳未満で心身に障害を有する児童の保護者に、手当を支給します。ただし、所得制限などの支給制限があります。児童育成手当の申請や問い合わせは、子ども青少年課(☎内線185~187)へ。



広告

NPO 法人
訪問看護ステーション ゆいまる

看護師がお宅へ訪問し、医療や介護のサポートを行い、安心して生活できるよう援助します。

ケアプランセンター ゆいゆい

ケアマネジャーが要介護の方のケアプランを作成し、住みなれた家で過ごせるようサービスを計画作成します。

〒208-0022
東京都武蔵村山市榎 3-51-2 サウスウインド 1F
TEL: 042-506-8641

広がるケアサービス。一人一人をびったりサポート。

(株)アルファケア

福祉用具レンタル

- ・ベッド
- ・車椅子
- ・手すり
- ・杖
- ・歩行者

介護用品販売

- ・ポータブルトイレ
- ・入浴補助用具
- ・杖
- ・靴

住宅改修工事

- ・屋内外の手すり
- ・床のかさ上げ
- ・段差解消

☎042-567-7520
武蔵村山市本町 4-13-1

あなたのために
~心・笑顔・つながり~

特別養老老人ホーム ショートステイ
社会福祉法人 恭篤会
むさし村山苑
〒208-0011 東京都武蔵村山市学園二丁目37-5
TEL.042-590-0070

介護に関することはお気軽にご相談下さい。

☺ 特別児童扶養手当

20歳未満で心身に障害のある児童の保護者に支給します。ただし、所得制限などの支給制限があります。特別児童扶養手当に関する問い合わせは、子ども青少年課(☎内線185~187)へ。

☺ 特殊疾病患者福祉手当

東京都が認定する難病(特殊疾病)患者の方に月額7,000円を支給します。ただし、所得制限などがあります。

☺ 心身障害者(児)医療費の助成

身体障害者手帳2級以上(内部障害は3級以上)、愛の手帳2度以上の方(65歳以上の新規申請を除く)・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方に、各種医療保険で支払う自己負担分から一部負担金を差し引いた額を助成します。ただし、所得制限などの支給制限があります。

また、身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの18歳未満の児童で、身体障害者手帳3~6級(3級は内部障害を除く)、愛の手帳3・4度の方に、各種医療保険で支払う自己負担分から一部負担金を差し引いた額を助成します。ただし、所得制限などの支給制限があります。

☺ 小児精神入院医療費の助成

入院治療を必要とする18歳未満の精神障害者の方に入院医療費を助成します。

☺ 小児慢性疾患医療費の助成

18歳未満で国が認定する小児慢性疾患の方に治療費の一部を助成します。生活保護世帯の方も対象になります。

☺ 難病医療費の助成

国又は都の指定する難病(特殊疾病)患者の方に治療費の一部を助成します。生活保護世帯の方も対象になります(都疾病を除く)。

☺ B型・C型ウイルス肝炎治療医療費の助成

B型・C型ウイルス肝炎のインターフェロン治療、B型ウイルス肝炎の核酸アナログ製剤治療又はC型肝炎のインターフェロンフリー治療にかかる治療費の一部を助成します。また、B型、C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の入院医療費への助成があります。

☺ 補装具の購入・貸与と修理

身体障害者手帳をお持ちの方及び障害者総合支援法に定める難病患者等の方に必要な杖・義肢・装具・車いす・補聴器・眼鏡等の購入、貸与、修理の費用を支給します。ただし、世帯の所得に応じて自己負担があります。また、介護保険等により交付される補装具は除きます。

☺ 中等度難聴児発達支援事業

市内に住所がある18歳未満の児童で、身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象とならない中等度難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。

☺ 自立支援医療(更生医療)

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方に対し、障害の程度を軽減したり障害を除去するために行う医療で、それを行うことにより日常生活活動を回復・向上させる可能性がある場合に適用されます。ただし、所得に応じて自己負担があります。

☺ 自立支援医療(精神通院)

精神疾患で、継続的な通院医療を必要とする方に適用されます。ただし、所得に応じて自己負担があります。

☺ 自立支援医療(育成医療)

18歳未満で肢体不自由、視覚障害、心臓障害等の機能障害のある方で、手術等により障害の改善が見込まれる場合に適用されます。

☺ 日常生活用具の給付

障害者手帳をお持ちの方などに、特殊寝台、入浴補助用具、ストマ装具等、51品目を給付します。ただし、品目によって対象者、基準額が異なり、世帯の所得に応じて自己負担があります。また、介護保険で要支援・要介護の認定を受けている方を除きます。

☺ 住宅設備改善費の給付

在宅重度身体障害者の住宅設備を改善するための費用を、基準額の範囲内で給付します。中規模改修、屋内移動設備の2種目あり、それぞれ対象者、改修内容が異なり、世帯の所得税額に応じて自己負担があります。

☺ 救急通報システム

18歳以上の重度の身体障害者や難病患者でひとり暮らし等の方が、急病や事故等のときに通報機器のボタンを押すと、民間の通信センターに通報が入るシステムです。ただし、世帯の所得に応じて負担があります。

広告

社会福祉法人 あいの樹

TEL : 042-520-2195

◆ 障がい者の部

《あいの実学園》

児童発達支援	2クラス
放課後等デイサービス	3クラス
生活介護	2クラス

◆ 高齢者の部

特別養護老人ホーム villa あい小平
ケアハウス villa あい武蔵村山

◆ 総合

ヘルパーステーション
訪問看護ステーション



☺ NHK放送受信料の減免

身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、住民税が非課税の場合など、一定の基準に該当する世帯は、NHK放送受信料の免除が受けられます。半額免除と全額免除があります。

☺ 訪問入浴サービス

家庭での入浴が困難である、身体障害者手帳をお持ちの方が、寝たまま入浴できる入浴車を月2回(7月から9月までの間は月4回)派遣します。ただし、介護保険で要支援・要介護の認定を受けている方・医療に伴う介護を常時必要とする方、感染症の疾病にかかっている方を除きます。所得に応じて自己負担金があります。

☺ おむつの給付

おおむね6歳以上65歳未満で、身体障害者手帳2級以上又は愛の手帳2度以上の在宅で常時おむつを使用している方に対し、規定による枚数を限度として給付します。

☺ リフトカー(移送)サービス

常時車いすを利用している方や寝たきり高齢者などが、通院や社会福祉団体が行う行事へ参加するときなどに、車いすやストレッチャーを搭載できるリフトカーにより目的地まで移送します。

☺ 福祉タクシー券

身体障害者手帳の四肢障害2級以上、下肢、体幹、内部、視覚障害3級以上(総合等級ではありません)及び愛の手帳2度以上の方に、市が契約する会社のタクシーを利用できるタクシー券を交付します。ただし、ガンソリン費等の助成を受けている方又は施設に入所されている方・入院中の方は除きます。

☺ ガソリン費等助成

身体障害者手帳4級以上、愛の手帳をお持ちの方が自ら運転する、又は生計を一にする親族が、同居する心身障害者のために運転する場合、ガソリン費・軽油費の一部を助成します。ただし、所得制限があります。また、福祉タクシー券を交付されている方は除きます。

☺ 都営交通無料乗車券

身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持している方が交付対象です。

☺ 精神障害者都営交通乗車証

精神障害者保健福祉手帳を所持している方が交付対象。都電・都バス・都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーが無料で利用できる乗車証を発行します。

☺ 民営バスの割引

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、運転手へ手帳を提示することにより運賃が割引になります。

☺ 航空運賃割引(本人及び介護者)

国内線航空券を購入する際、身体障害者手帳又は愛の手帳の提示で割引が受けられます。詳細は各航空会社へお問い合わせください。

☺ 有料道路割引

身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方が、自ら自動車を運転する場合(第1種障害者のために介護者が運転する場合も含む)、有料道路料金の割引が受けられます。

☺ 自動車改造費の助成

身体障害者手帳(四肢・下肢・体幹機能障害2級以上)をお持ちの方で、自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある場合に、自動車改造費の一部を助成します。ただし、所得制限があります。

☺ 運転免許取得費の助成

18歳以上の身体障害者手帳3級以上、内部障害4級以上、下肢又は体幹機能障害5級以上で歩行困難な方、愛の手帳をお持ちの方で、運転免許適性試験に合格した方に、免許取得費の一部を助成します。ただし、所得に応じて助成額が異なります。

☺ 手話通訳者・要約筆記者の派遣

身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害者又は聴覚障害者を主たる構成員とする団体に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。ただし利用できる用件は、通院・学校の父母会等に限りです。

☺ 重度脳性まひ者等の介護人の派遣

20歳以上の重度脳性まひ等全身性障害で、独立して屋外活動することが困難な方に、介護人を派遣します。

☺ 心身障害者扶養共済

心身障害者の保護者が死亡又は心身の機能を著しく喪失した状態になったとき、障害者に年金を支給する制度です。住民税非課税者、生活保護受給者には掛金の減免の制度があります。

☺ 心身障害者休養ホーム

都内にお住まいの、障害のある方の保養等を目的として、宿泊費を助成する制度です。利用できる施設や申込方法は、利用パンフレット(市民総合センター内障害福祉課で配布)をご覧ください。申込み・問い合わせは、日本チャリティ協会 ☎03-3353-5942・FAX03-3359-7964へ。

☺ 若草集会所

心身に障害のある方やその保護者の団体等が利用するための集会施設です。



▶▶ 障害者総合支援法に基づく自立支援給付

問 障害福祉課 市民総合センター内 ☎590-1185

障害のある方が自ら決定することを尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供することを目的とした制度です。利用者自身がサービスを選択、提供する事業者との間で契約を結び、サービスの提供を受けた後、市がそのサービスに対して「自立支援給付(介護給付費等)」を原則的に事業者に支払い(代理受領)、利用者は事業者に原則1割の利用料を支払います。

☑ 障害者総合支援法に基づく自立支援給付の仕組み



☑ 自立支援給付の対象となる主なサービス

1. 介護給付

居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護・同行援護・行動援護・療養介護・生活介護・短期入所・重度障害者等包括支援・施設入所支援

2. 訓練等給付

自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助(グループホーム)・自立生活援助・就労定着支援

▶▶ 児童福祉法に基づく障害児通所給付等

問 障害福祉課 市民総合センター内 ☎590-1185

障害児を施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを提供し、児童福祉法に基づく給付を行うものです。

☑ 児童福祉法に基づく給付の仕組み

障害者総合支援法に基づく自立支援給付の仕組みと同様になります。

☑ 給付の対象となるサービス

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など。

▶▶ 身体障害者福祉センター

問 市民総合センター内 ☎590-1270

身体障害者の自立の促進、身体機能の維持向上ができるよう、入浴・食事・送迎等のデイサービス事業や、在宅障害者に講座を開講しています。また、心身障害者ショートステイ事業、ボランティア養成事業、福祉団体等に対する調理実習室の貸出しを行っています。

▶▶ 児童発達支援事業所ちいろば教室

問 福祉会館内 ☎561-1908

心身に障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の習得や、集団生活に適應できるよう、適切な児童発達支援事業の提供と専門の療法士等による訓練により、心身の発達の支援を行います。通所は専用バスでの送迎もあります。

▶▶ のぞみ福祉園

問 本町5-22-1 ☎560-6011

18歳以上の知的障害者で、雇用されることが難しい方に、自立生活に必要な支援と仕事を提供し、社会参加の援助を行っています。

▶▶ 障害者地域自立生活支援センター

問 市民総合センター内 ☎590-1501

身体障害・知的障害者(児)とその家族に対し、在宅福祉サービスの利用の援助などを行い、地域における生活や社会参加の促進を支援します。

▶▶ 精神障害の方の保健と福祉

問 市民総合センター2階 ☎567-7256

☑ 精神障害者地域活動支援センター「お伊勢の森」

地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談への対応や地域交流、活動などを通じ、その社会復帰と自立及び社会参加の促進を図ります。

▶▶ 障害者就労支援センター(とらい)

問 伊奈平1-64-1 ☎560-7839

障害者の就労・生活に関する支援や相談を行います。

広告



社会福祉法人 あかつきコロニー

〒208-0023 東京都武蔵村山市伊奈平1-64-1 TEL **042-560-7840** FAX 042-560-7845
http://www.akatuki.or.jp

障がいのある方の “働きたい”に応えます。

- 就労移行支援・就労定着支援 セルフあかつき(障がい区分なし)
障がいのある方が一般就労を目指す支援を行います。
- 就労継続支援B型 あかつき授産所(身体障がい者・知的障がい者・難病)
障がいのある方が福祉的就労で作業を行う施設です。
- 就労継続支援B型 スペース・まどか(精神障がい者)
精神障がいのある方が福祉的就労で作業を行う施設です。
- 武蔵村山市障害者就労支援センターとらい
市内の障がいのある方の就労を支援します。
- 指定特定相談支援事業あかつきコロニー相談支援センター



一般雇用や福祉的就労等、
仕事のことなら何でも
お気軽にご連絡ください。

- 作業科目
- ・印刷事業
- ・車部品組立
- ・ウエス加工販売
- ・Tシャツプリント
- ・革製品作り
- ・その他軽作業数種



ひとり親・女性の支援

ひとり親家庭への各種手当・助成など

☎ 子ども青少年課 ☎内線185~187

☑ 児童育成手当

18歳になった年度の末日までの児童(条例で定める程度の障害の状態にある場合20歳まで)を養育している母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の障害などの方に手当を支給します。ただし所得制限などの支給制限があります。

☑ 児童扶養手当

18歳になった年度の末日までの児童(政令で定める程度の障害の状態にある場合20歳まで)を養育している母子・父子家庭などの方に対し、手当を支給します。ただし所得制限があり、所得により月額が変わります。

☑ ひとり親家庭等医療費助成

18歳になった年度の末日までの児童(政令で定める程度の障害の状態にある場合20歳まで)を養育している母子・父子家庭などの方に対し、国民健康保険や社会保険などの各種医療保険で診療等を受けたとき支払う自己負担分から、一部負担金を差し引いた額を助成します。ただし所得制限などがあります。なお、住民税非課税の世帯は、入院時食事代などの負担となります。

母子・父子・女性相談

☎ 母子・父子自立支援・女性相談員 ☎内線155

自立の支援が必要な女性の相談に応じています。相談日は月曜日から金曜日。ただし木曜日は緑が丘出張所でも相談できます(要予約)。時間は午前9時から午後4時まで。事前にご予約ください。

☑ 女性相談センター

■新宿(☎03-5261-3110)午前9時~午後8時
■多摩支所(☎522-4232)午前9時~午後4時
相談日は月曜日から金曜日。自立のための援助が必要な女性の相談に応じ、助言、指導や援護を行います。

母子自立支援事業

☎ 子ども青少年課 ☎内線185

☑ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金

就業に必要な教育訓練のための講座を受講する方に給付金を支給します。また、制度を利用するためには、事前相談が必要になります。

☑ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金

ひとり親家庭の母又は父が自立に向けた就業を容易にするために必要な指定の資格取得を促進するため、訓練促進給付金を支給します。なお、当該資格に係る養成訓練の受講期間を終了した場合は、訓練修了支援給付金を併せて支給します。

いずれの制度もひとり親家庭の母又は父で児童扶養手当を受給されているか、児童扶養手当の支給要件と同様の所得水準であることが要件です。

また、制度を利用するためには、事前相談が必要になります。

詳しい条件等をご説明しますので、必ずお問い合わせください。

母子及び父子・女性福祉資金

☎ 子ども家庭支援センター ☎590-1152

母子及び父子・女性福祉資金は、経済的に自立して安定した生活を送るために必要となる資金を無利子又は低利で貸付けしているものです。いずれも貸付けには連帯保証人が必要です。返済方法は期限内の月賦・半年賦又は年賦による元利均等払いとなります。なお、貸付要件に該当しない場合もあります。申請から交付決定まで約1か月かかりますので、余裕を持ってご相談ください。

広告

特定非営利活動法人

くるみ会

就労継続支援 B 型施設
結 緑が丘作業所

武蔵村山市大南 2 丁目 47 番地 17
ルシエルコート 1F

☎ 042-516-8521
FAX 042-516-8560



広告

グループホーム心之泉



心之泉 1号 武蔵村山市三ツ木 2-13-3
心之泉 2号 武蔵村山市三ツ木 5-28-19

☎042-569-7915

運営：株式会社 心之泉
八王子市大楽寺 408-13
(いく歩デイサービス大楽寺)

☎042-623-0123

<https://www.heart-spring.com>

生活に困ったとき

生活福祉資金の貸付け

☎ 社会福祉協議会 市民総合センター内 ☎566-0061

「生活福祉資金貸付制度」は、所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に、資金を貸付け、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的としています。貸付けを受けたい方は、地区の民生委員又は社会福祉協議会へご相談ください。資金の種類ごとに対象となる世帯や必要書類などが異なりますので、必ず事前にご相談のうえお確かめください。また、収入基準や利用目的などについての審査を行い、貸付けの対象とならない場合がありますのでご注意ください。

生活保護

☎ 生活福祉課 ☎内線165
 緑が丘出張所(保護第二係) ☎590-2230

病気や事故などの事情で収入が減少したり、医療費を支払ったりなどの理由で著しく生活にお困りの方に対し、その困窮に応じて必要な保護を行うことで、最低限度の生活を保証するとともに、再び自分の力で生活を営むことができるよう支援するための制度です。

中国残留邦人等支援給付

☎ 生活福祉課 緑が丘出張所(保護第二係)
 ☎590-2230

中国残留邦人等の方々に対し、一定の要件を満たした方に支援給付を行うとともに悩みごとなどの相談に応じ、解決する方法を一緒に考え支援する制度です。

住居確保給付金の支給

☎ 福祉総務課・生活福祉課 ☎内線155・156

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、経済的に困窮して住居を喪失又は喪失するおそれのある方を対象に、市等による就労支援と併せ家賃を3か月間支給します。給付金の受給期間中における再就職を目指し、早期の経済的自立を助長するための制度です。

身近な相談

民生委員・児童委員と主任児童委員

☎ 福祉総務課 ☎内線152・153

民生委員・児童委員は、それぞれの地域で生活に困っている方や障害のある方、ひとり暮らしの高齢者などが安心して生活が送れるよう相談に応じ、助言などを行います。

また、主任児童委員は、各地域の児童委員(民生委員が兼ねています)に助言や協力をし、学校、児童相談所、子ども家庭支援センターなどと連携をしながら、児童・健全育成活動などに取り組んでいます。困ったことや悩みごとがあるときは、お気軽に担当地区の民生委員・児童委員、主任児童委員にご相談ください。

姉妹都市交流事業

姉妹都市宿泊費補助制度

☎ 市民課 ☎内線142
 緑が丘出張所 ☎564-1234

姉妹都市栄村に観光、保養、交流等で宿泊する際の宿泊費の一部を補助する制度です。利用できるのは、申し込みの6か月前から引き続き市内に住所のある方です。宿泊費や予約については各施設へ直接お問い合わせください。宿泊の予約が取れてから、利用券を申請してください。施設の一覧は、市役所市民課又は緑が丘出張所で配布しているしおりをご覧ください。

●姉妹都市宿泊費補助額及び利用制限

区分	補助額(1人1泊につき)		利用回数の制限
	大人	小人	
栄村旅館・保養所	3,500円	3,000円	なし

※小人とは3歳以上小学校6年生まで

